

経済産業省委託事業

マレーシア下位法令調査

2015年6月

日本貿易振興機構

バンコク事務所 知的財産部

目次

法制度の概説.....	2
IP 法、改正法／規則およびガイドラインの表.....	245
マレーシアの IP を司る法律および規則の関連条項.....	33
省ガイドライン／マニュアル／回覧文書の規定.....	61
一般法の IP 関連規定.....	70
各改正法の変更の概要.....	78
画期的な訴訟.....	82

法制度の概説

マレーシアは、法令により、1956年英国コモン・ローをマレーシア・コモン・ローとして制定した。2007年、マレーシア政府は、知的財産（IP）訴訟の審理を専門とする15の初級裁判所と6つの高等裁判所の設置を承認した。初級裁判所（IP）は刑事IP事件の審理のみを行い、一方、高等裁判所（IP）は、IPに関する民事訴訟、刑事IP事件に関する初級裁判所（IP）の判決に対する上訴、およびIP登録官の判断に対する不服申立てを審理する。マレーシアでは、IP裁判所の設立の下、今日では、臨機応変かつ迅速なIP訴訟の審理と処理が可能となっている。

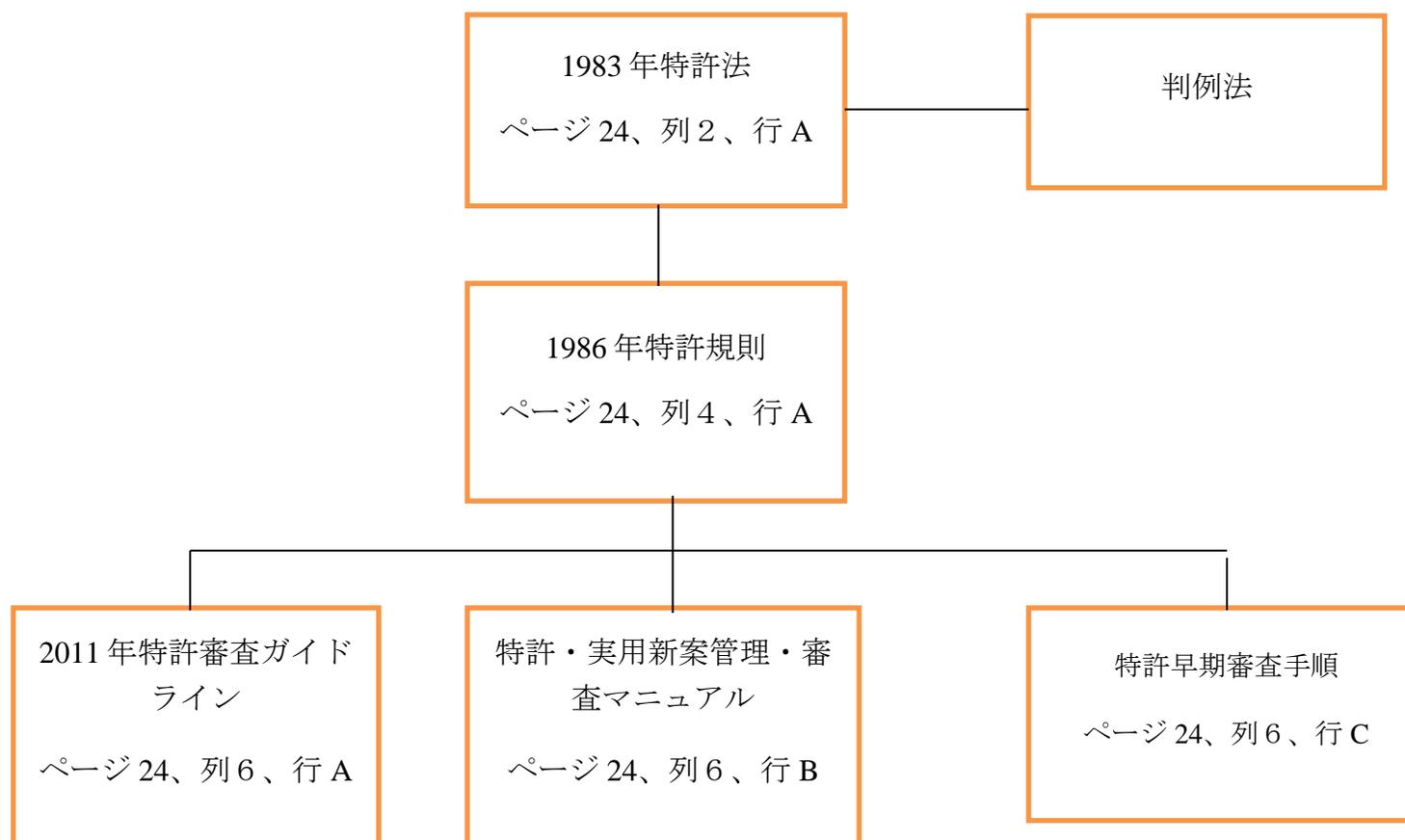


今日、マレーシアのIP法は、主に成文法に準拠している。ただし、トレード・シークレットは、例外的にコモン・ローに準拠している。マレーシアにおける法源を以下に示す。

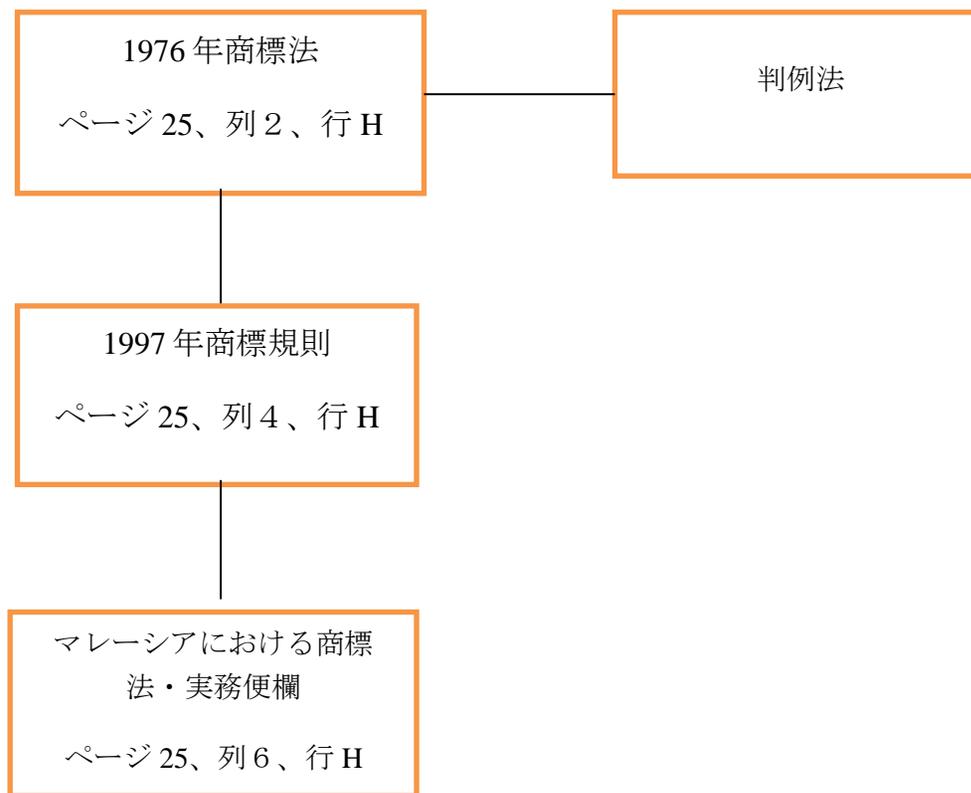
- 連邦憲法
- 国会制定法
- 補助制定法
- ガイドライン／マニュアル
- 判例法

法律および規則の統合／枠組みの概要図

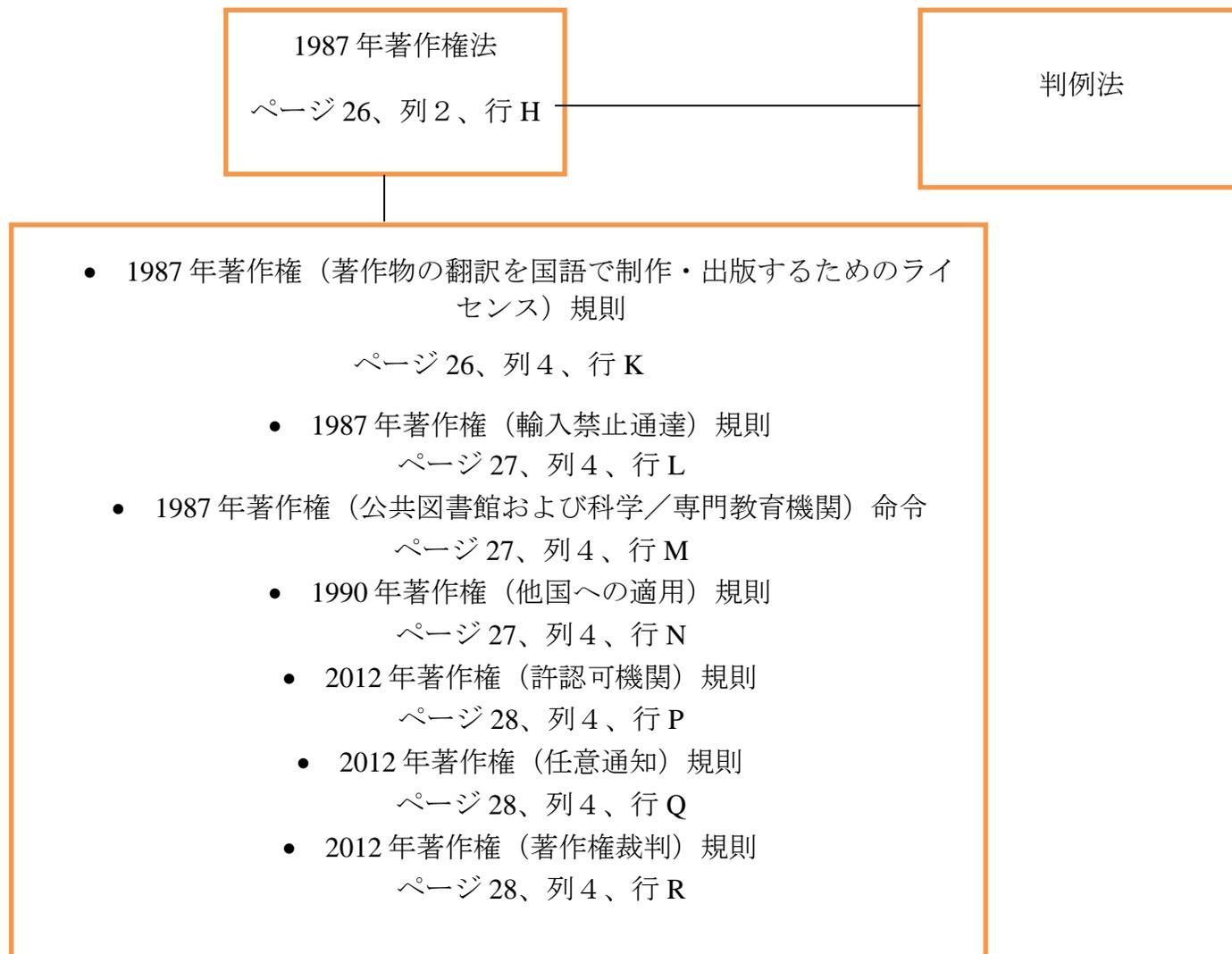
特許



商標



著作権



工業意匠

1999年工業意匠法
ページ 29、列 2、行 S

1999年工業意匠規則
ページ 29、列 4、行 S

地理的表示



集積回路のレイアウト・デザイン

2000年集積回路のレイアウト・デザイン法
ページ 30、列 2、行 X

植物新品種

2004年植物新品種保護法
ページ 30、列 2、行 Y

トレード・シークレット

判例法

IP 規定を含む一般法

フランチャイズ

1998年フランチャイズ法
ページ 30、列 2、行 B

光ディスク



Intellectual Property Corporation of Malaysia

2002 年 Intellectual Property
Corporation of Malaysia (マ
レーシア知的財産公社) 法
ページ 31、列 2、行 D

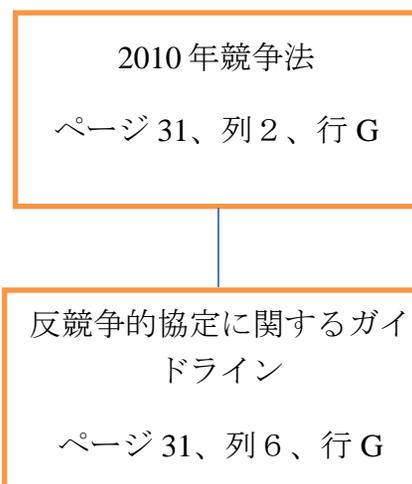
取引表示

1972 年取引表示法
ページ 31、列 3、行 E

電子商取引

2006 年電子商取引法
ページ 31、列 2、行 F

反競争



デジタル署名

1997年デジタル署名法
ページ 32、列 2、行 H

支配的地位の濫用に関するガイドライン
ページ 32、列 6、行 H

コンピューター犯罪法

1997年コンピューター犯罪法
ページ 32、列 2、行 I

マレーシアにおける法源は以上のとおりである。

『The Malaysian Legal System』（Wu Min Aun 著、2005年）によると、「法源」という用語は複数の意味を有する。大多数の場合、当該用語は、「法律の源」、すなわち、「法律を構成する法的規則」を意味する。マレーシアには、成文法、不文法およびシャリーア法という3種類の法律の源が存在する。

シャリーア法は、家庭問題（結婚や離婚）のような問題のみに関する法律である。したがって、本稿の論点は、成文法と不文法に絞るべきである。

成文法

1948年および1967年の解釈法第3条に基づき、i) 連邦憲法、州憲法およびそのいずれかに基づき作成された補助制定法、ii) 国会制定法およびこれに基づき作成された補助制定法、iii) 政令、法規およびそのいずれかに基づき作成された補助制定法、ならびに iv) マレーシアにおいて現在効力を有する、立法府によって作成されたその他一切の法規もしくは文書、またはそのいずれかの部分が成文法に包含される。

1. **連邦憲法**は、マレーシアの最高位の法律である。連邦憲法第75条の定めに従い、いずれかの州法が連邦憲法に抵触する場合には、連邦憲法が優先し、当該州法は、連邦憲法に抵触する範囲内で無効化される。

2. 次に、**国会制定法**について述べる。国会制定法は、国会によって作成される法律である。国会は、連邦憲法によって付与された立法権を行使するにあたり、連邦の全部または一部のための法律、ならびに連邦外および連邦内で効力を有する法律を作成することができる。

国会制定法の重要性はますます高まりつつあり、コモン・ローよりも重要になっている。国会制定法は、法律を廃止、改正、制定および成文化するための手段として利用されている。制定法は、通常、その出版と以後の販売が求められるため、Law Reportに記載されているとおり、一般大衆にとって、コモン・ローよりも利用しやすいのが普通である。

3. 次に、**補助制定法**について述べる。1948年および1967年の解釈法第3条において、補助制定法は、「いずれかの政令、法規またはその他の法的権限に基づいて作成され、かつ、効力を有する声明書、規則、規定、命令、通達、条例またはその他の文書」を意味するように定義されている。

今日、政府の業務の複雑化と拡大に伴って、補助制定法の重要性はますます高まっている。国会および州議会は、各々の立法上の権限により、各々の立法権の一部を、いずれかの人または組織体（通常は、国王、大臣、または地方自治体（タウン・カウンシル等））に付与または委任することができる。したがって、**補助制定法は、事実上、国会または州議会に帰属する当局が、ある制定法（一般的に、「親（制定）法」または「授權（制定）法」と称される）により当該当局に付与された権限に基づいて可決した法律である。**

立法権の委任は、通常、立法府に、法律を細部まで完全に制定する時間も知識もない場合に、重要性の低い案件に限って行われる。補助制定法の利点は、政治的、経済的または自然災害の結果生じた突発的な緊急事態において、不測の事態に対応するための迅速な措置が求められる場合に顕在化する。

しかしながら、過大な立法権が、議会に対しても国民に対しても説明責任を直接負わない、選挙で選ばれていない、顔の見えない公務員的手中に握られているとの批判もある。それゆえに、補助制定法に対する適切な**管理**が必要である。

補助制定法に対する管理の一つとして、司法審査を経ることが考えられる。**能力外理論**によれば、いかなる補助制定法も、親法により付与された法定の権限を超えて作成された場合、または当該親法によって規定された特定の必須の手続きが順守されなかった場合、もしくは当該手続きが憲法と相反する場合には、無効と宣言されることがある。

* したがって、親法または憲法に違反して作成された補助制定法は無効である。

不文法

1. 不文法は以下を含む。

- a) 判例法または上級裁判所（すなわち、高等裁判所、控訴裁判所および連邦裁判所）の判決
- b) 現地の事情において該当するとおりの、英国コモン・ローまたは衡平原則
- c) マレーシアの裁判所が適用することのできる、認知された慣習および慣例

判例法

判例法は、裁判所によって形成され、裁判所の判決に適用される法律である。非常に多くの制定法が司法解釈から生まれてきたのと同様に、判例法やコモン・ローも、その全体が裁判官によって築かれてきた。判例法は、裁判官／裁判所が以下のいずれかを行うときに作成される。

- a) 新たな状況または一連の事実に対して、確立された規則または原則を適用するとき。これが最もよく起こるのは、制定法の影響力が非常に小さい領域（（民事）不法行為法等）である。
- b) 立法府によって制定された法を解釈するとき

- 制定法が自己完結型または自明であることは稀であり、そのような制定法が何を意味し、それらを特定の状況に対してどのように適用すべきかについての判断が裁判所に求められることがよくある。制定法に関する裁判官の権限は、以下の2点に関するコモン・ロー上の権限である。

- 特定の制定法の効力の有無を判断する権限

- かかる制定法を解釈する権限

裁判所の一般的な任務が、制定された法律を適用するとともに、その適用にあたってコモン・ローを作り上げることであることは、周知の事実である。それゆえに、コモン・ロー／判例法と国会によって制定された制定法は、密接な相互依存関係にある。コモン・ロー／判例法は、裁判所によって解釈された制定法の文言に関して拘束力を有することになる。したがって、前者と後者の両方を併せて読む必要がある。それゆえに、当該問題に関する全法律の知識を吸収できると確信して一つの制定法を読むことは、賢明ではない。制定法とコモン・ローは、同等の重要性を有し、併せて読む必要がある。

主要条約

マレーシアの知的財産法が複数の国際条約や国際協定に基づく国家の義務の影響を大きく受けてきたことを認識する必要がある。各条約は、各加盟国がその知的財産を保護する方法について詳細に規定するものではないが、各加盟国が国内法において履行しなければならない標準を定めている。

* マレーシアの制定法は、大部分において、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）を順守している。

確立された主要条約

IPに関する国際条約

a) 文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（ベルヌ条約）

- 1886年9月9日（発効）
- 著作権に関する。
- 加盟国の国内法において履行しなければならない最低限の保護標準を規定。

- 内国民待遇を規定。すなわち、各加盟国は、自国の国民に対して与える保護と同等の保護を他の加盟国の国民に与える義務を負う。

b) TRIPS 協定

- 1995年1月1日（発効）
- 世界貿易機関（WTO）（マレーシアも加盟）の全加盟国を拘束。
- GATTに取って代わるWTO協定がマラケシュにて正式に調印されたとき（1994年4月15日）に締結。
- 知的財産権の保護と実施が、i) 技術革新の振興と、ii) 技術的知見の考案者および使用者の相互の利益のための、かつ、社会的および経済的福祉に資する形での技術の移転および普及と、iii) 権利と義務のバランスに寄与することを図る目的を達成する使命を負う。
- 微生物と、動植物の非生物学的および微生物学的生産に対する特許保護を規定することを義務付けている。
- ただし、加盟国がヒトおよび動物の健康と環境に有害な特定の発明を特許保護の対象から除外することを認めている。この除外に基づき、加盟国は、品種を絶滅させるタイプの技術の特許保護の対象から除外することができる。
- 「加盟国は、特許もしくは有効な独自システムまたはいずれかのそれらの組み合わせによる植物品種の保護を規定しなければならない」と規定。
- ただし、保護の対象は特定の品種に制限すべきであり、食料穀物の保護は避けるべきである。

c) 工業所有権の保護に関するパリ条約（パリ条約）

- 1883年3月20日（発効）
- 工業所有権に関する。
- 加盟国の国内法において履行しなければならない最低限の保護標準を規定。
- 内国民処遇を規定。

- いずれかの加盟国の居住者が、別の加盟国におけるより早期の出願の提出に基づく所有権を主張できる拠り所となる所有権を規定。

d) 特許協力条約 (PCT)

- 2002年4月1日 (発効)
- 140を超えるパリ条約加盟国の間での国際条約。世界知的所有権機関 (WIPO) により運営。
- PCTにより、ある発明に対する特許保護を、一つの「国際」特許出願の提出 (複数の別個の国内または広域特許出願の提出ではなく) により、多数の各国において同時に求めることができる。特許の付与は、いわゆる「国内段階」において、国内または広域特許庁の管理下であり続ける。
- 出願人が自己の発明に関して特許保護を国際的に求めることを支援し、特許庁が特許の付与に関する判断を行う助けとなるとともに、そのような発明に関する豊富な情報の公開を促進する。

e) 標章の登録のための商品およびサービスの国際分類に関するニース協定 (ニース協定)

- 2007年9月28日 (発効)
- 商標およびサービス・マークの登録のための商品およびサービスの分類を定める。

f) 標章の図形要素の国際分類を設定するウィーン協定 (ウィーン協定)

- 2007年9月28日 (発効)
- 図形要素で構成され、またはこれを含む標章の分類を定める。かかる標章は、通常、画像等の視覚映像を含む。

マレーシアの IP 制度の歴史

独立前のマレーシア経済は、主に農業と鉱業に基づいていた。独立後、政府は、経済の多様化と産業化の必要性を認識し、複数の産業化段階を通じた持続可能な成長に向けた取り組みに着手した。政府は、近年、製造部門を、高付加価値かつ知識集約型の産業に特化するように転換することを重視してきた。主たる課題は、投資牽引型の成長から生産性牽引型の成長への移行により、全要素生産性の寄与を向上させることである。TRIPS 協定の規定に基づく WTO の影響力は増大しつつあり、WIPO と WTO の関係に大きな影響を及ぼし始めた。このような影響は、牽引される産業と共に、マレーシアの IP 制定法を国際的舞台上における最新のトレンドに合わせて形成する根本的要因となった。

それとは別に、マレーシアは、東南アジア諸国連合（ASEAN）の加盟国として、自国の知的財産制度の改正を長年にわたって求められていた。このような改正の引き金となった最初の出来事は、米国や EU 等の主要貿易相手国がマレーシアに対して二国間の圧力をかけたことであり、第二の出来事は WTO-TRIPS 協定であった。さらに、より最近の出来事として、二国間自由貿易協定が挙げられる。ASEAN 域内の諸国群には、先進国および発展途上国の両方が含まれる。これらの全諸国が、植民地時代から受け継がれてきた自国の時代遅れの法律を改正する必要に迫られている。それゆえに、1980 年代前半との比較において、IP 政策に関する重要な相違が近年生じてきた。

http://www.wipo.int/export/sites/www/about-ip/en/studies/pdf/wipo_unu_07_malaysia.pdf

19 世紀後半	工業所有権と著作権を国際的規模で整合するトレンドの台頭に伴って、IP 問題に関する国際協力の重要性が認識された時代である。
1883 年	<ul style="list-style-type: none">1883 年工業所有権の保護に関するパリ条約（パリ条約）が発効し、加盟国の国内法において履行しなければならない最低限の保護標準を規定した。工業所有権に係る法律に関する。
1886 年	<ul style="list-style-type: none">1886 年文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（ベルヌ条約）が発効し、パリ条約と同様

	<p>の最低限の保護標準を規定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 著作権に係る法律に関する。
1980年代	<p>複数の国際条約が発効していたにもかかわらず、マレーシアには、IPに関する極めて基本的な制定法しか存在していなかった。</p>
1980年代後半～ 1990年代前半	<ul style="list-style-type: none"> • 近代的な IP 制度の導入と、植民地時代の制定法の改正を促す圧力を、米国および EU から同時に受けるようになった。 • マレーシアは、近代的な IP 制度の確立において、大きな進展を遂げた。
1990年	<p>ベルヌ条約に基づき規定された標準および最低限の要求事項の順守を徹底するために、1987年著作権法が改正された。</p>
1995年	<ul style="list-style-type: none"> • TRIPS 協定が発効した。TRIPS 協定の採択は、現代の IP 分野における最も重要な進歩である。 • 本協定は、加盟国が順守しなければならない IP 保護の最低限の標準を定めるとともに、WTO の全加盟国（マレーシアを含む）に対して、自国の国内法をパリ条約およびベルヌ条約の両方に整合させることを義務付ける効力を有する。 • 加盟国に対して、実施手順が自国の国内法の下で利用できることを確実にして、あらゆる IP 侵害行為に対して有効な措置の実施が可能であることを義務付けている。 <p>➤ ASEAN 加盟国が ASEAN 知的財産枠組み協定に調印した。同協定は、IP 分野における以降の加盟国間の協力と協調の基礎となった。</p>
1999年	<ul style="list-style-type: none"> • 著作権法の WIPO 著作権条約への適合を確実にするために、同法が改正された。 • 1996年工業意匠法が発効した。
1990年代末	<p>情報技術（IT）関連の IP の保護を目的とする、1997年デジタル署名法および1997年コンピューター犯罪法の制定と1997年著作権法のさまざまな修正に伴って、IT部門のさらなる発展のために法的枠組みが改善された。</p>
2001年	<p>我が国の法律が TRIP 協定に基づく我が国の国際的義務と整合することを確実にするために、2000年地理的表示法が導入された。</p>

2003年	Malaysian IP Office (MyIPO) が、法人兼国策機関として設立された。これは、我が国の知的財産管理の大幅な改善に寄与した。
著作権	
1956年以前	IP は、コモン・ローおよび英国で制定された複数の法的文書に準拠していた。
1957年	1957年の独立時には、2つの有効な著作権制定法（1911年著作権法とマレー連合州著作権法規（Cap 73））が存在していた。
1956年	包括的な法制度の確立に備えて、民事法条例が可決された。民事法条例では、イングランドのコモン・ロー、および当時イングランドにおいて現地の制定法に従うことを条件として施行されていた衡平原則の採用により、Malaya のための既成の法制度が規定された。
1963年	Sabah および Sarawak がマレーシア連邦の一部となり、1956年英国著作権法が1911年著作権法に取って代わった。
1967年	1956年英国著作権法および1962年ニュージーランド著作権法に基づく著作権法案が提案された。
1969年	<ul style="list-style-type: none"> 1969年著作権法が発効し、マレーシア全体で適用された。その結果、マレーシアの著作権に対して従前に適用されていた英国の制定法がすべて廃止された。 1987年著作権法が発効した（1969年の著作権法は廃止された）。
1972年	民事法条例が改正され、民事法が生まれた。これにより、マレーシアにおける需要が満たされた。
1990年	<ul style="list-style-type: none"> マレーシア政府が、文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約に加盟した。 1990年著作権（改正）法により1987年著作権法が改正され、ベルヌ条約に基づき規定された標準および最低限の要求事項の順守の徹底が図られた。
1999年	<ul style="list-style-type: none"> 1996年著作権（改正）法および1987年著作権（改正）法により、1987年著作権法のさらなる改正が実施された。 1987年著作権法の WIPO 著作権条約 への適合を確実にするために、1997年著作権（改正）法により

	1987年著作権法の改正が実施された。
2000～ 2003年	2000年、2002年および2003年の著作権（改正）法により、1987年著作権法の改正が実施された。
2012年	WIPO 著作権条約 および WIPO 実演・レコード条約 の要求事項への適合または当該条約への加盟のために、2012年著作権（改正）法により、1987年著作権法が改正された。
登録工業意匠	
1998年以 前	英国の制定法が、マレーシアの 工業意匠 に適用されていた。
1999年	1996年工業意匠法が発効した。これにより、工業意匠分野における権利保護に関する準拠法は、英国の制定法ではなくなった。
特許	
1985年以 前	マレーシアは、英国の特許制度に依存していた。
1986年	1983特許法が発効し、従前にマレーシアの特許に適用されていた法律に取って代わった。
1995年	1993年特許（改正）法により、1983年特許法が改正された。
2001～ 2003年	2000年、2002年および2003年の特許（改正）法により、1983年特許法が改正された。
2006年	2006年特許（改正）法により、1983年特許法が改正された。 - 1983年特許法の改正の目的は、2006年にマレーシアが加盟した PCT を履行することであった。
商標	
1982年以 前	商標に関する法制度は、基本的に英国の制度に基づいていた。
1983年	1975年商標法が発効し、3つの別個の原簿が一つに統合された。
1994年、 2001年、	1994年、2000年および2002年の商標（改正）法により、1976年商標権法が改正された。

2002 年	
地理的表示	
2001 年	我が国の法律を TRIP 協定 に基づく我が国の国際的義務と整合させることを見据えて、2000 年地理的表示法が導入された。
2003 年	2002 年地理的表示（改正）法により、2000 年地理的表示法が改正された。
集積回路のレイアウト・デザイン	
2000	2000 年集積回路のレイアウト・デザイン法が発効した。
植物新品種	
2008 年	2004 年植物新品種保護法が発効した。

IP法、改正法／規則およびガイドラインの表

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	IPの種類	制定法、発効日	改正法	規則、発効日	改正規則	公式ガイドライン／マニュアル／省回覧文書
A	特許	1983年特許法（法律第291号） - 1986年10月1日	1986年特許（改正）法 -1986年5月7日	1986年特許規則 -1986年10月1日	1990年特許（改正）規則 -1986年10月1日	2011年特許審査ガイドライン
B			1993年特許（改正）法 -1993年9月16日		1995年特許（改正）規則 -1995年8月1日	特許・実用新案管理・審査マニュアル
C			2000年特許（改正）法 -2001年1月1日		2001年特許（改正）規則 -2001年8月1日	特許早期審査手順
D			2002年特許（改正）法 -2002年1月24日		2002年特許（改正）規則 -2002年7月1日	
E			2003年特許（改正）法		2003年特許（改正）規則	

			- 2003年8月14日		- 2003年6月19日	
F			2006年特許（改正）法 - 2006年8月16日		2006年特許（改正）規則 - 2006年8月16日	
G					2011年特許（改正）規則 - 2011年2月15日	
H	商標	1976年商標法（法律第175号） - 1983年9月1日	1994年商標（改正）法 - 1997年12月1日	1997年商標規則 — 1997年12月	2001年商標（改正）規則 - 2001年8月	マレーシアにおける商標法・実務便欄
I			2000年商標（改正）法 - 2000年6月15日		2007年商標（改正）規則 - 2007年7月12日	
J			2002年商標（改正）法 - 2002年3月3日		2011年商標（改正）規則 - 2011年2月15日	
K	著作権	1987年著作権法（法律第332号） - 1969年5月1日	1990年著作権（改正）法 - 1990年10月1日	1987年著作権（著作物の翻訳を国語で制	2012年著作権（著作権裁判）規則 により左記規則を	

			作・出版するためのライセンス 規則- 1987年12月2日	廃止 - 2012年9月1日	
L		1996年著作権（改正）法 - 1996年9月1日	1987年著作権（輸入禁止通達）規則 - 1987年12月2日		
M		1997年著作権（改正）法 - 1999年4月1日	1987年著作権（公共図書館および科学／専門教育機関）命令 - 1987年12月2日		
N		2000年著作権（改正）法	1990年著作権（他国への適用）		

			- 2000年8月15日	規則 - 1990年10月		
O			2002年著作権（改正）法 - 2002年3月3日	2000年著作権（免許）規則 - 2000年7月	2012年著作権（著作権裁判）規則 により左記規則を廃止 - 2012年9月1日	
P			2003年著作権（改正）法 - 2003年8月14日	2012年著作権（許認可機関）規則 - 2012年6月1日		
Q			2012年著作権（改正）法 - 2012年3月1日	2012年著作権（任意通知）規則 - 2012年7		

				月 1 日		
R				2012年著作権（著作権裁判）規則 - 2012年9月1日		
S	工業意匠	1996年工業意匠法（法律第552号） - 1999年9月1日	2000年工業意匠（改正）法 - 2000年8月15日	1999年工業意匠規則 - 1999年9月1日	2012年工業意匠（改正）規則 - 2012年2月15日	
T			2002年工業意匠（改正）法 - 2003年3月3日		2013年工業意匠（改正）規則 - 2013年7月1日	
U			2013年工業意匠（改正）法 - 2013年7月1日			
V	トレード・シークレット	該当なし（判例法）				

W	地理的表示	2000年地理的表示法（法律第602号） - 2001年8月15日	2002年地理的表示（改正）法 - 2003年3月3日	2001年地理的表示規則 - 2001年8月15日	2013年地理的表示（改正）規則 - 2013年7月15日	
X	集積回路のレイアウト	2000年集積回路のレイアウト・デザイン法（法律第601号） - 2000年8月15日				
Y	植物新品種	2004年植物新品種法（法律第634号） - 2008年10月20日				

IP 規定を含む一般法の表

(1) (2) (3) (4) (5) (6)

A	IPの種類	制定法、発効日	改正法	規則	改正規則	公式ガイドライン／マニュアル／省回覧文書
B	フランチャイズ	1998年フランチャイズ法（法律第590号） - 1999年	2012年フランチャイズ（改正）法 - 2013年1月			

		10月8日	1日			
C	光ディスク	2000年光ディスク法（法律第606号） - 2000年9月15日		2000年光ディスク規則 - 2000年10月15日		
D	Intellectual Property Corporation	2002年Intellectual Property Corporation（マレーシア知的財産公社）法 - 2003年3月3日				
E	取引表示	1972年取引表示法（法律第87号） - 1975年7月	2011年取引表示法 により左記法律を廃止 - 2011年11月1日			
F	電子商取引	2006年電子商取引法 - 2006年10月19日				
G	反競争	2010年競争法（法律第712）				反競争的協定に関するガイドライン -

		号) -2012年 1月1日				2012年5月2日
H	デジタル署名	1997年デジタル署名法 - 1997年6月30日				支配的地位の濫用に関するガイドライン - 2012年7月26日
I	コンピューター犯罪法	1997年コンピューター犯罪法 - 2000年6月1日				

マレーシアの IP を司る法律および規則の関連条項

1983 年特許法 (2006 年までの改正)

特許保護：

- 2つのルート :-

- a) 1983 年特許法第 VI 部に基づく国内特許の取得を目的とする、Intellectual Property Corporation of Malaysia の Patent Registration Office への出願
- b) 同法第 XIVA 部に規定される、PCT に基づく国際出願のための出願

国内特許の出願

マレーシア国内での特許付与を取得するためには、事前登録が必要である。1983 年特許法に基づく登録手続きは、以下の段階に分割することができる。

- i) 特許付与の出願の提出
- ii) 出願の予備審査
- iii) 公衆による出願の閲覧
- iv) 調査および出願の実体審査または修正実体審査

v) 特許の付与

* 特殊問題

ナショナル・セキュリティー・クリアランス

- 本社の所在する国と異なる国で開発された発明に対する特許付与に関連する場合、問題が生じる可能性がある。
- 自国の領土内での発明および／または自国の居住者による発明について、国内出願を提出した後に外国出願を提出するか、または別途セキュリティー・クリアランスを取得した上で外国出願を提出することを義務付ける国家安全保障規制および規定を有する諸国。法律を順守しなかった場合、罰金や2年以内の拘禁等の刑罰が科せられることになる。
- マレーシアは、発明的活動が発生した場所を問わない、発明者または出願者の居住に基づく国家安全保障規制を設けている。
- セキュリティー・クリアランスは、国内特許出願を提出した後、所定の期間待機した上でいずれかの外国出願を提出することによって取得できる。マレーシアでは、かかる期間は2カ月と想定される。
- セキュリティー・クリアランスは、国内特許出願を提出せずに、外国出願の許可（外国出願免許）を申請することによっても取得できる。マレーシアでは、申請後3～5営業日程度で外国出願免許が交付される。

<http://www.mirandah.com/pressroom/articles-list/item/371-national-security-restrictions-and-requirements-prior-to-patent-filings-by-mnc-applicants>

条項	概要
第 I 部：序	
1	簡略名称、施行・適用日
2	出願の範囲 -本法は、本法の施行後になされた特許出願に適用されるものとする。
3	解釈規定
第 II 部：特許委員会（削除）	
4 - 7	2002 年特許（改正）法第 3 条により削除。

7 A	2002 年特許（改正）法第 3 条により削除。
第 III 部：運営	
8	登録官、副登録官および登録官補に任命すべき者を規定。
9	Patent Registration Office に関する規定
9 A	審査官の任命に関する規定
10	所定の手数料の納付があった場合、公衆に情報を提供する特許情報サービスが必須であることを規定。
第 IV 部：特許性	
11	特許を受けることのできる発明 - 「発明は、それが新規性を有し、進歩性を含み、かつ、産業上の利用可能性を有する場合に特許を受けることができる。」と明記。
12	「発明」の意味を規定。
13	特許を受けることができない発明を列挙。
14	「新規性」に関する規定 第 1 項：発明は、先行技術によって予測されないものである場合に新規性を有する。 第 2 項：「先行技術」の意味を規定
15	「進歩性」の意味を規定。
16	産業上の利用：発明は、それがいずれかの種類の産業において行われるかまたは利用される可能性のある場合に、産業上の利用可能性を有するとみなされるものとする。
第 IVA 部：実用新案	
17	「実用新案」の意味を規定。

17A	<p>第1項：「本法の規定は、この部に別段の定めのある場合を除き、第II附則の修正に従うことを条件として、実用新案に対しても、発明に適用される場合と同様に適用されるものとする。」と明記。</p> <p>第2項：第1項に基づく一般原則に対する適用除外</p>
17B	特許出願から実用新案認証の出願への変更および実用新案認証の出願から特許出願への変更に関する規定
17C	同一の発明に対して、特許および実用新案認証の両方を付与することができないことを規定。
第V部：特許を受ける権利	
18	特許を受ける権利に関する規定
19	<ul style="list-style-type: none"> 「特許出願済み、または既に特許が付与された発明の肝要な要素が、特許を受ける権利が他の人に帰属する発明から違法に取得されたものである場合は、当該他の人は、当該特許出願または特許が自己に譲渡されるべき旨の裁判所命令を求めることができる。」と規定。 「裁判所は、特許の譲渡の申請について、当該特許が付与された日付から5年が経過した後は、当該申請を受理しないものとする。」と規定。
20	<p>従業者による発明または委託に基づく発明に関する規定</p> <p>第1項：発明者が自己の職務または受託した業務の通常の実行の範囲内で発明を行う状況に言及。</p> <p>第2項：第1項に規定された一般原則に関する例外を規定。</p> <p>第3項：従業者の公正な報酬に対する権利を契約によって制限することができないことを規定。</p>
21	政府職員による発明に関する規定
22	共同所有者 - 特許を取得する権利が共同で所有される場合には、当該特許の出願は、専ら、全共同所有者により連帯して行うことができる。
第VI部：出願、付与の手続きおよび存続期間	
23	出願の要件を規定。

23A	マレーシアで外国出願の前に居住者により行われる出願に関する規定
24	「特許付与の出願は、所定の手数料が登録官に納付されない限り、受理されないものとする。」と規定。
25	「出願人は、所定の様式の申告書を登録官に提出することにより、係属中の出願をいつでも取り下げることができ、かかる取下げは撤回することができない。」と規定。
26	出願に係る発明が1発明、または単一の一般的な発明概念を形成するように連結される複数の発明の一群に限定されることを明記。
26A	「出願人は出願を修正することができる。ただし、当該修正は、当初の出願における開示の範囲を超えないものとする。」と規定。
26B	出願の分割に関する規定
27	優先権に関する規定。マレーシアは、パリ条約に基づく義務を負うため、外国においてより早期に提出された出願の日付から12カ月以内に、マレーシアで優先権を主張することができる。
27A	優先日：特許出願の優先日は、当該出願の提出日である。
28	特に：特許出願書には、特定の発明についての説明が記載されなければならない。
29	「特許出願が提出日を有しており、かつ、取り下げられていない場合において、登録官は、当該出願の予備審査を実施して、本法および適用規則の形式要求事項への適合を確実にしなければならない。」と明記。
29A	出願の実体審査の請求の提出に関する規定
30	実体審査および修正実体審査に関する規定
30A	国家に損害を与える可能性のある情報の公開の禁止 - 政府は、国益または国家安全保障のために発明の詳細の公表を禁止する権利を有する。

31	特許付与に関する規定
32	特許の登録に関する規定
32A	明示信託、黙示信託または擬制信託のいずれであるかを問わず、信託の通知の登録簿への登録を禁止。
33	「何人も、所定の手数料を納付した場合、登録簿を査閲するとともに、その認証抄本を取得することができる。」と規定。
33A	「登録簿の認証謄本もしくは抄本、または Patent Registration Office のいずれかの文書もしくは刊行物の認証謄本もしくは抄本は、裁判における証拠として認められる。」と規定。
33B	登録簿の修正に関する規定
33C	登録簿の更生に関する規定 - 裁判所が登録簿の更生を命じることができることを規定。
34	公衆による閲覧に関する規定 - 登録官は、特許出願の提出日またはその優先日から 18 カ月間、当該出願がより早期に取り下げられるか、または当該出願が公序良俗に違背する情報を含む場合を除き、当該特許出願を公衆による閲覧に供しなければならない。
35	特許の存続期間は、当該特許出願が 2001 年 8 月 1 日よりも前に行われたか、または当該特許が前記の日付よりも前に付与された場合を除き、当該出願の提出日から 20 年間とする。
35A	消滅特許の回復に言及。
35B	「出願を提出するいずれかの出願人または Patent Registration Office は、かかる出願に関して国際調査が実施されるよう請求することができる。」と規定。
第 VII 部：特許所有者の権利	
36	特許所有者の権利を列挙。
37	第 36 項に列挙された権利の制限に関する規定

38	「特許出願の優先日において、マレーシアで所定の2つの行為のうちいずれか一方を誠実に行っていた人は、当該特許発明を実施する権利を有するものとする。」と規定。第一の行為は、当該特許出願においてクレームされる発明の主題である製品の製作、またはかかる主題である方法の使用である。第二の行為は、当該特許出願においてクレームされる発明の主題である製品の製造、またはかかる主題である方法の使用に向けて真摯な準備をすることである。
第 VIII 部：特許出願および特許の譲渡および移転	
39	特許出願および特許の譲渡と移転に関する規定
40	「特許の各共同所有者は、単独で、当該特許に存する各自の権利を譲渡または移転し、当該特許発明を実施するとともに、当該共同所有者の独占的権利を侵害したいずれかの人を相手として訴訟を提起することができる。」と明記。
第 IX 部：ライセンス契約	
41	第1項：「ライセンス契約」の定義 第2項：ライセンスは、契約当事者により、またはその代表者により署名された書面によるものとする。
42	登録簿への記載に関する規定 第1項：特許権所有者は、何人もライセンスを取得することができる旨を記載するよう、登録官に申請することができる。 第2項：実施権被許諾者に任命されることに関心を抱く人は誰でも、登録官を通じて当該特許権所有者にライセンスを申請することができる。
43	実施権被許諾者の権利を規定。
44	実施権許諾者の権利を規定。
45	ライセンス契約の無効な条項に関する規定

46	特許が付与されなかった特許出願または無効と宣言された特許の効力を明記。
47	ライセンス契約の満了、解除または失効に関する規定
第 X 部：強制ライセンス	
48	「強制ライセンスの受益者」および「強制ライセンス」の定義
49	第 1 項：「特許付与から 3 年が経過した時点、または当該特許出願の提出日から 4 年が経過した時点のうちいずれか遅い方よりも後は、何人も、所定の事由に基づいて強制ライセンスを登録官に申請することができる。 第 2 項：強制ライセンスの申請は、当該申請人が、合理的な商業的諸条件に基づいて当該特許の所有者から許可を得る努力をしたにもかかわらず、合理的期間内に当該努力が成功しなかった場合を除き、行うことができない。
49A	特許の相互依存を根拠とする強制ライセンスの申請に関する規定
50	強制ライセンスの付与の請求に関する規定 強制ライセンスの申請人に対し、ロイヤルティーの額、当該特許の実施条件、および当該実施権許諾者または実施権被許諾者の権利の制限を明記するよう要求。
51	Corporation による決定 強制ライセンスの付与の可否に関する意思決定は、本条に基づき、Intellectual Property Corporation of Malaysia によってなされる。
52	強制ライセンスの範囲を規定。
53	強制ライセンスの制限を規定。
54	強制ライセンスの修正、取消しおよび放棄に関する規定
	第 XI 部：特許の放棄および失効

55	特許の放棄に関する規定
56	特許の失効 第1項：特許は、本条に基づき、裁判所によって無効にされることがある。 第2項：失効の発生のために満たすべき条件を規定。 第3項：特許の一部取消しを許可。
57	失効の適用日および効果を規定。
第 XII 部：権利侵害	
58	権利侵害に相当する行為を列挙。
58A	権利侵害に相当しない行為を列挙。
59	「特許の所有者は、当該特許を侵害したかまたは侵害しているいずれかの人、および権利侵害が生じる可能性をもたらす行為をしたいずれかの人を相手に、訴訟手続きを開始する権利を有する。」と規定。
60	権利侵害が発生した場合、裁判所は、損害賠償、差止命令またはその他の法的救済を認めることができる。
61	実施権被許諾者が侵害訴訟を提起する権利を規定。
62	あらゆる利害関係者に対して、特許権所有者を相手とする訴訟を提起することにより、特定の行為の遂行が当該特許の侵害を構成しない旨の裁判所の宣言を求めることを許可。
62A	第 23A 条に違反する出願に関する規定
62B	「何人も、第 30A 条に基づき登録官が出した指令に違反して情報を公開または伝達した場合、違反行為の罪に問われ、有罪判決に基づき罰金を科せられる。」と規定。

第 XIII 部：違反行為	
63	登録簿の偽造は、本条に基づく違反行為を構成する可能性がある。
64	「特許の無権限の主張は、本条に基づく違反行為を構成する。」と規定。
65	「特許が出願中である旨の無権限の主張は、本条に基づく違反行為を構成する。」と規定。
66	「何人も、自己の事業所または自己が発行したいずれかの文書において「Patent Registration Office」という名称を不正使用した場合、本法に基づく違反行為の罪に問われ、有罪判決に基づき罰金または拘禁を科せられる。」と規定。
66A	「いかなる無登録者も、特許代理人として営業しまたは自己を記載した場合、本条に基づく違反行為の罪に問われ、有罪判決に基づき罰金または拘禁を科せられる。」と規定。
67	会社が犯した違反行為に関する規定
第 XIV 部：執行に関する権限	
68	本条に基づく権限を行使する権限の公務員への付与に関する規定 第1項：大臣は、書面により、本条に基づく権限を行使する権限を公務員に付与することができる。
69	逮捕権限に関する規定
70	令状による捜索に関する規定
71	差押物件の一覧 - 授權された公務員または警察官がこの部に基づいて帳簿、計算書、書類その他物件を差し押さえたときは、当該公務員または警察官は、差押物件の一覧を作成し、自己の署名を付した写しをその構内に居る居住者に引き渡さなければならない。
72	差押物件の返還 - この部に基づいていずれかの帳簿、計算書、書類その他物件が占有された場合において、刑事訴訟が

	開始されない限り、当該授権された公務員または警察官は、当該差押えから4週間以内に当該所有者に占有物を返還しなければならない。
73	調査権限に関する規定
74	証人尋問に関する規定
75	証拠としての陳述の容認に関する規定
76	「捜索に対する妨害は違反行為を構成し、当該違反行為を犯した人は、有罪判決に基づき、罰金または拘禁を科せられる。」と規定。
77	「本法に基づきいかなる違反行為についても、公訴官により、またはその書面による同意を得て行われる場合を除き、訴追は開始されないものとする。」と規定。
78	下位裁判所の管轄権を規定。
第 XIVA 部 : PCT に基づく国際出願	
78A	解釈条項 - 用語「国際事務局」、「国際調査」および「国際段階」の定義を記載。
78B	この部の規定が、PCT に基づいて提出される国際出願に適用される旨を明記。
78C	Patent Registration Office が国際出願の受理官庁として行動する任務を負う旨を明記。
78D	「Patent Registration Office は、第 IVA 部および第 VI 部に基づいて特許を取得の目的でマレーシアが指定されている国際出願に係る指定官庁として行動しなければならない。」と明記。
78E	「Patent Registration Office は、出願人が国際予備審査の結果を利用する予定の国としてマレーシアを選択した場合において、当該国際出願に係る選択官庁として行動しなければならない。」と明記。
78F	「マレーシアの国民または居住者である人は誰でも、第 23A 条に従うことを条件として、特許の国際出願を Patent Registration Office に提出する権利を有するものとする。」と規定。

78G	国際出願の提出に関する規定
78H	2006年特許(改正)法(法律第264号)第6条により削除。
78I	2006年特許(改正)法(法律第264号)第6条により削除。
78J	2006年特許(改正)法(法律第264号)第6条により削除。
78K	2006年特許(改正)法(法律第264号)第6条により削除。
78KA	「国際出願は、PCTに規定される手数料および他所定の手数料の納付を条件とするものとする。」と規定。
78L	国際調査機関 - 第1項：登録官は、官報における公告通知により、 Patent Registration Office に提出される国際出願に係る国際調査を遂行する権限を有する国際調査機関を指定しなければならない。
78M	国際予備審査機関 - 第1項：登録官は、官報における公告通知により、 Patent Registration Office に提出される国際出願に係る国際予備審査を遂行する権限を有する国際予備審査機関を指定しなければならない。
78N	国際出願の国際公開およびその効果に関する規定
78O	国内段階への移行 第1項：「出願人がマレーシアを特許保護を求める国に指定した場合、当該出願人は、本条に基づき詳細な説明が記載された書面の提出を求められる。」と規定。当該書面が提出されなかった場合、当該国際出願は、第4項に基づき取り下げられたものと判断され、登録官は、当該出願人に対し、その国際出願が取り下げられたと判断される旨を通知しなければならない。
78OA	国際出願が第78O条に基づき取り下げられたと判断された場合における回復の申請に関する規定
78P	2006年特許(改正)法(法律第264号)第6条により削除。

78Q	国際出願から国内出願への変更に関する規定
第 XV 部：雑則	
79	登録官の特許出願を補正する権限を規定。
79A	登録官の特許を補正する権限を規定。
80	登録官のその他の権限に関する規定
81	裁量権の行使に関する規定
82	期間の延長に関する規定
83	Patent Registration Office の過失を理由とする期間の延長に関する規定
83A	登録官による証明に関する規定。
84	政府の権利を規定。
85	「登録官は、ある特許の付与について、当該特許の付与が国益または国家安全保障を害する恐れがあると思われる場合には、かかる特許の付与を拒否する権利を有するものとする。」と明記。
86	特許代理人に関する規定
87	本法の規定を発効させる目的で大臣により制定される規則に関する規定
88	上訴 - 第 1 項：登録官または Intellectual Property Corporation of Malaysia の判断または命令による被害者はすべて、裁判所に上訴することができる。
89	廃止規定および留保規定に関する規定
90	経過措置に関する規定

1976年商標法（2002年までの改正）

商標法は、商標登録に係る制度を規定する。この登録制度を通じて、登録商標には専有的性質が付与され、商標所有者には、製造する商品または提供するサービスに関連して当該商標を使用する独占的権利が付与される。

取引業者は、自己が使用する標章、または自己による使用のために提案された標章の登録を希望する場合、以下の3つの要件を満たさなければならない。

- a) 当該取引業者によって使用される標章は、1976年商標法により定義される「商標」の意味の範囲内のものでなければならない。
- b) 当該標章は、第10条に規定される「独自性」の要件を満たさなければならない。
- c) 当該標章は、本法および1997年商標規則の禁止事項のいずれにも該当してはならない。

条項	概要
第I部：序	
1	簡略名称および適用 第1項：本法は、1976年商標法として引用することができる。 第2項：本法は、マレーシアの全領域において適用されるものとする。
2	適用の範囲を規定。
3	解釈条項 - 「指定日」、「譲渡」、「登録官補」その他の用語の定義を規定。
第II部：運営	

4	登録官、副登録官および登録官補に任命すべき者を規定。
4A	登録官等の保護 - 商標登録官、商標副登録官または商標登録官補を相手として、本法に基づく当該商標登録官等の職務の遂行および当該商標登録官等の権限の行使にあたっての何らかの誠実な作為または不作為を理由に、いかなる訴訟も訴追も提起、開始または維持されないものとする。
5	中央商標局および地方商標局を複数の特定の場所に設置しなければならないことを規定。
第 III 部：商標登録簿	
6	登録簿 - 第 1 項：全登録商標と、大臣が随時定める商標に関するその他の事項が記載された商標登録簿が、中央商標局において保管・維持されなければならない。
7	明示信託、黙示信託または擬制信託のいずれであるかを問わず、信託の通知の登録簿への登録、および登録官による当該通知の受領が禁止されることを規定。
8	登録簿の閲覧 第 1 項：登録簿は、所定の時点に、かつ、所定の条件に従って、公衆の閲覧に供されなければならない。
9	登録簿に虚偽の記載をし、またはさせた者は、違反行為の罪に問われ、有罪判決に基づき、罰金または有期禁錮に処せられる。
第 IV 部：登録可能な商標	
10	登録可能な商標の基準を列挙。
11	2000 年商標（改正）法により削除。
12	
13	商標の色に関する規定
14	登録の禁止に関する規定
14A	登録が拒絶されてはならない場合を説明。
15	登録が拒絶されることのある場合を説明。
16	他人の名称の使用

	ある人が他人の名称または表象から成るかまたはこれを含む商標の登録のための出願を行う場合において、登録官は、当該名称または表象を商標として使用することを許可する前に、当該出願人に対し、当該他人が生存している場合には当該他人の同意を、当該他人が故人である場合にはその法定代理人の同意を登録官に提示するよう求めることができる。
17	特定の商品またはサービスに係る登録
18	ある商標の登録所有者は、当該商標の、権利を放棄したいかなる部分に対しても、独占的権利を主張することができない。
19	同一商標に関する規定
20	同時使用の問題に関する規定
21	共有商標に関する規定
22	商標の連合に関する規定
23	連合商標の譲渡に関する規定
24	1回の登録において連続したものとして登録可能な商標を規定。
	第V部：登録出願
25	商標の登録出願に関する規定
26	ある商標が譲受人または登録使用者によって使用される予定になっている場合にも、当該商標の登録出願が認められことを規定。
27	出願の受理の公告に関する規定
28	登録に対する異議申立て 第1項：何人も、ある商標の登録出願の公告の日付から所定の期間内に、当該登録に対する異議申立ての通知を、登録官および出願人に対して行うことができる。
29	登録の未完了の問題に関する規定
第VI部：登録およびその効果	
30	ある商標の登録出願が受理された場合の当該商標の登録簿への登録に関する規定
31	登録のための期間に関する規定 第1項：商標の登録出願の受理の公告の日付から12カ月が経過した後は、当該商標を登録することができない。 第2項：第1項に規定された一般原則に関する例外

32	登録の存続期間に関する規定
33	「ある商標の登録が、その登録後に、当該商標に含まれ、またはこれを構成する1または複数の語がある物品、物質もしくはサービスの名称または説明として何らかの形で使用されたことを唯一の理由として無効になったとみなされないものとする。」と規定。
34	登録所有者の権限を規定。
35	登録により生じる権利を規定。
36	「ある人が商標の登録所有者として登録されているという事実は、当該商標の原登録ならびにその後のすべての譲渡および移転の有効性の一応の証拠となるものとする。」と規定。
37	「本法に基づく商標の原登録は、あらゆる点について有効とみなされるものとする。」と規定。 - 第(a)、(b)、(c)項に基づき、例外が規定されている。
38	2種類の商標侵害を規定。
39	一定の制限に対する違反による商標侵害に関する規定
40	侵害を構成しない行為を列挙。
第 VII 部：登録の更新	
41	登録の更新に関する規定
42	更新されていない商標の地位の問題に関する規定
第 VIII 部：登録簿の訂正および更生	
43	「登録官は、ある商標の登録所有者によって所定の方法で行われた請求に基づき、登録簿を修正または変更することができる。」と規定。
44	登録商標の変更に関する規定
45	登録簿の更生に関する規定
46	商標の不使用に関する規定
47	譲渡の登録 譲渡または移転を商標登録簿に記録することを要求。
第 IX 部：登録使用者	

48	「ある商標の登録所有者が、適法な契約により、当該商標の登録に係る商品およびサービスの全部または一部について当該商標を使用する権利を何人かに付与した場合、その人を登録簿に登録することができる。」と規定。
49	登録官の、登録使用者の登録を変更し、延長し、または取り消す権限を規定。
50	1994年商標(改正)法により削除。
51	登録使用者の、本法第51(1)条に規定される事由に基づき侵害に係る訴訟を提起するための提訴権を規定。
52	登録使用者が当該商標の使用権を譲渡または移転することを禁じる旨を明記。
53-54	1994年商標(改正)法により削除。
第 X 部：商標の譲渡	
55	商標の譲渡および移転に関する規定
第 XI 部：商標の証明	
56	商標の証明に関する規定
第 Xii 部：防護商標	
57	周知商標の防護登録に関する規定
58	「ある商標が連合商標として登録されている場合において、その商標と、別途防護商標として登録されている商標は、それぞれの登録が異なる商品またはサービスに係る場合でも、互いに連合しているとみなされる。」と規定。
59	登録簿の更生 ある防護商標について、防護商標以外の商標としての同一の所有者の名義での登録が既に消滅している場合において、登録官は、その防護商標の登録を取り消すことができる。
60	本法が商標の防護商標としての登録、および防護商標として登録された商標に適用されることを規定。
第 XIII 部：法的手続き、費用および証拠	
61	有効性の証明書に関する規定
62	登録官の聴聞に関する規定
63	費用- 第1項：裁判の前のすべての手続きにおいて、裁判所は、いずれかの当事者に対して、合理的と判断されることのある費用を裁定することができ、かかる合理的と判断されることのある費用および登録官の費用は、裁判所の裁量によるものとす

	る。
64	証拠提出の各種方法に関する規定
65	登録官から提出される有印書類の証拠としての受け入れ可能性に関する規定
66	商標に関する外国の書類の証拠としての受け入れ可能性に関する規定
67	「裁判所は、登録官の決定に係るいかなる上訴においても、本法に基づき登録官に付与される裁量権と同一の裁量権を有し、これを行行使するものとする。」と規定。
68	<i>1994年商標(改正)法により削除。</i>
69	本法またはこれに基づいて作成された規則により明示的に認められている場合を除き、登録官の決定に係る上訴は行われな ないものとする。ただし、裁判所は、登録簿の更生に係る何らかの疑義の処理において、問題となっている記載または求めら れている訂正に関する登録官の何らかの決定を審理する権限を有するものとする。
第 XIV 部：条約および国際的措置	
70	優先権
70A	第 1 項：マレーシア、いずれかの条約締約国または所定の外国で開催される、公的もしくは公的に認められた国際博覧会の 展示対象物である商品またはサービスに係る商標に対して、仮保護が付与されるものとする。
70B	周知商標の保護に関する規定
第 XIVA 部：国境措置	
70C	解釈条項 - 「権限ある公務員」、「偽造商標商品」、「通過商品」その他用語の定義を規定。
70D	偽造商標商品の輸入に対する制限に関する規定
70F	押収商品の保管に関する規定 第 1 項：押収商品は、登録官が指示することのある、または権限ある公務員が適当と判断する安全な場所に移動されるもの とする。
70G	通知に関する規定 第 1 項：第 70D 条に基づく商品の押収後、権限ある公務員は、合理的に可能な限り速やかに、登録官、輸入業者および申請 人に対して、書面による通知を行うものとする。

70H	押収商品の検査に関する規定
70I	同意による押収商品の没収 第1項：輸入業者は、第(2)項に従うことを条件として、登録官への書面通知により、押収商品が没収されることに同意することができる。 第2項：当該通知は、当該押収商品に関する何らかの侵害訴訟が提起される前に行わなければならない。
70J	押収商品の輸入業者への引渡しが強制される事由を規定。
70K	訴訟不提起に係る賠償- 第1項：第70D条に基づき商品が押収された場合において、当該申請人が留置期間内に侵害訴訟を提起しない限り、被害を被った者は、裁判所に対し、当該申請人に対して賠償命令を発するよう申し立てることができる。
70L	登録商標の侵害に係る訴訟に関する規定
70M	「裁判所が、押収商品を没収すべきと命じた場合は、当該商品は、裁判所が指示する方法で処分されるものとする。」と規定。
70N	担保の不足 - 第1項：
70o	「いずれの権限ある公務員も、自己が入手した一応の証拠に基づき、偽造商標商品であると認められる商品を留置し、またはその引渡しを留保することができる。」と規定。
70P	国境措置に関する規制
	第 XV 部：雑則
71	輸出貿易のための商標の使用に関する規定
72	取引形態の変更が生じた場合の商標の使用に関する規定
73	登録官による予備的助言について説明。
74	登録官の文書補正権限を規定。
75	登録官のその他の権限を規定。
76	「登録官は、本法により自己に付与された裁量権を、当該登録出願人または登録所有者に聴聞を受ける機会を与えずに、その登録出願人または登録所有者にとって不利に行使してはならない。」と規定。

77	期間の延長に関する規定
78	商標局の過誤または当事者の統御を超えた事由による期間の延長に関する規定
79	送達宛先 - 第1項：ある商標の登録の出願人がマレーシアに居住しておらず、マレーシアで事業を営んでもいない場合において、当該出願人は、マレーシア国内の送達先として、自己の代理人の住所を登録官に届け出なければならない。
80	代理人 - 第1項：ある商標の登録の出願人がマレーシアに居住しておらず、マレーシアで事業を営んでもいない場合において、当該出願人は、自己に代わって行動する代理人を任命しなければならない。
81	登録されていない商標を登録されていると虚偽の表示をすることに関する規定
82	登録されていない商標 - 第1項：何人も、登録されていない商標の侵害の防止、またはそのような侵害に係る損害の回復を目的として、何らの訴訟をも提起することができない。 第2項：登録されていない商標に存する権利は、詐称通用罪に対して保護される。
83	本法の規定を発効させる目的で大臣が制定することのできる規則を規定。
84	法律の廃止および留保に関する規定

1997年商標規則（2011年2月までの改正）

関連規定：

規則	概要
13、13A、14、15	登録に係る法定規制の対象となる標章の完全な一覧を記載。
13B	ある標章が周知標章であるか非周知標章であるかを判断するにあたって考慮すべき基準を列挙。

18A	「出願人は、最初の商標出願日から4カ月以内に当該出願の早期審査を行うよう、登録官に請求することができる。」と規定。
37	1976年商標法第28条に基づく「所定の期間」という用語は、この規則において、官報における公告の日付から2カ月と規定されている。
51(7)	第41(2)条の「所定の期間」という用語は、この規則において、ある商標の最後の登録の満了の前の、3カ月以上の任意の期間であると説明されている。

1987年著作権法（2012年までの改正）

著作権保護は、他人が、自分で創作していない著作物の不当に利用することを防止するための手段である。著作権法は、ある著作物に著作権が存するために満たす必要のある複数の基本的な要件を課している。

ある著作物に著作権が存するための要件：

- a) 独創性
- b) 固定性
- c) 著作権保護を受けるための資格

条項	概要
第I部：序	
1	簡略名称、適用および前文 適用：第2項：本法は、マレーシアの全領域において適用されるものとする。

2	適用の範囲を規定。
3	解釈条項「改作」、「指定日」、「美術的著作物」、「管理官補」その他用語の定義を規定。
4	各種カテゴリーの著作物の「出版」に関する事項に言及。
5	管理官、副管理官および管理官補に任命すべき者を規定。
第 II 部：総則	
6	本法による以外に著作権が存続しないことを規定。
7	著作権による保護を受ける資格のある著作物を列挙。
8	原著作物として保護を受けることのできる派生著作物を規定。
9	著作物の公表された版に存する著作権に言及。
10	保護を受けるための資格を明記。
10A	実演家の保護を受けるための資格を明記。
11	政府、政府組織および国際機関の著作物に存する著作権に関する事項に言及。
12	政府の著作権の管理に言及。
第 III 部：著作権の性質および存続期間	
13	文学的、音楽的または美術的著作物、映画および録音に存する著作権に言及。
13A	意匠文書および意匠模型に関する事項に言及。
13B	美術的著作物に由来する意匠の利用の効果
13C	美術的著作物に存する著作権は、意匠の登録に依存して行われたいかなることによっても侵害されない。
14	建築の著作物に存する著作権

15	放送に存する著作権
16	第1項：何らかの文学的、音楽的または美術的著作物に存する著作権の所有者が、ある人に対して、当該著作物のある映画に組み込むことを許可した場合において、これとは逆に、その所有者とその人との間にいかなる明示的合意もない状態で、ある放送事業者が当該映画を放送した場合には、当該著作権の所有者は、当該放送を許可したとみなされることになる。
16A	実演家の権利を明記。
16B	実演家の公正な報酬
17	文学的、音楽的または美術的著作物に存する著作権の存続期間
18	公表された版に存する著作権の存続期間
19	録音に存する著作権の存続期間
20	放送に存する著作権の存続期間
21	<i>1997年著作権（改正）法により削除。</i>
22	映画に存する著作権の存続期間
23	政府、政府組織および国際機関の著作物に存する著作権の存続期間
23A	実演家の権利の存続期間
23B	公正な報酬の存続期間
24	<i>1990年著作権（改正）法により削除。</i>
25	人格権に関する規定
25A	実演家の人格権を列挙。
	第IV部：著作権の所有および譲渡

26	著作権の第一所有権 第1項：第10条により付与される著作権は、最初に、著者に帰属するものとする。
27	譲渡、ライセンスおよび遺言による処分 第1項：著作権は、譲渡もしくは遺言による処分により、または法的作用により、動産として移転可能であるものとする。
第IVA部：著作権ライセンス供与	
27A	第27Bおよび27G条が適用されるライセンス制度を規定。
27B	ライセンス制度案の著作権裁判所への付託に係る事項に関する規定
27C	ライセンス制度の著作権裁判所への付託に係る事項に関する規定
27D	ライセンス制度の著作権裁判所への再付託に係る事項に関する規定
27E	ライセンス制度に関連するライセンスの付与の申請
27F	ライセンスを受ける資格に関する命令の再審理の申立て
27G	ライセンス制度に関する著作権裁判所の命令の効力
27H	第27Iおよび27L条が適用されるライセンスを列挙。
27I	承認されたライセンスの条件の著作権裁判所への付託に関する規定
27J	失効するライセンスの著作権裁判所への付託に関する規定
27K	ライセンスに関する命令の再審理の申立て
27L	ライセンスに関する著作権裁判所の命令の効力
第V部：著作権裁判所	
28	著作権裁判所という名称の裁判所を設置しなければならない。

29	著作権裁判所の裁判長および裁判員の任命に関する規定
30	裁判の前の手続きを規定。
30A	法律論争の高等裁判所への付託に関する規定
31	翻訳を制作および出版するためのライセンスの申請に関する規定 第1項：何人も、いずれかの他国語で記述された文学的著作物の翻訳を国語で制作および出版するためのライセンスを、著作権裁判所に対して申請することができる。
32	<i>1996年著作権（改正）法により削除。</i>
33	著作権裁判所による情報の請求に関する規定 第1項：著作権裁判所は、本法およびこれに基づき作成された補助制定法に基づく、著作権裁判所の権限の行使およびその任務の遂行のために必要と判断することのある情報を請求することができる。
34	「著作権裁判所のいかなる構成員に対しても、本法に基づく、著作権裁判所の権限の行使およびその任務の遂行に関連した、何らかの誠実な行為または不作為を理由に、いかなる訴訟もその他法的手続きも発生しないものとする。」と規定。
35	著作権裁判所に関する規制
第VI部：侵害および違反行為に係る救済	
36	著作権の侵害に関する規定
37	侵害が発生した場合に所有者が取ることのできる行動、およびかかる場合に利用し得る救済に関する規定
38	著作権が独占的ライセンスの対象となる場合の手続きに関する規定
39	侵害複製物の輸入に関する規定
39A	第36～39条が実演家の権利に準用されることを規定。
40	コンピューター・プログラムに関する防護を規定。 - コンピューター・プログラムのバックアップに関する規定

41	刑事制裁の対象となる著作権侵害の種類を詳述。
41A	犯罪の示談に関する規定
42	宣誓供述書の受け入れ可能性に関する規定
43	違反行為を犯した場合に科せられる刑罰 - 「何人も、本法またはこれに基づき作成されたいずれかの規則に基づく違反行為を犯し、かつ、特別刑が規定されていない場合には、その者は、罰金または拘禁に処せられる。」と規定。
第 VII 部：施行	
44	令状による立入りを伴う場合に関する規定
45	いずれかの住居への立入り、立入りを妨害する何らかの物の強制撤去、搜索、押収、ならびにその場所で発見されたすべての人の、撤去およびいずれかの管理官補または Inspector 以上の地位にある警察官によるその場所の搜索が完了するまでの拘留を必要に応じて実施するための規定
46	この部に基づき何らかの侵害複製物、侵害複製物であると疑われる何らかの複製物、装置、物品、媒体、書籍または文書を押収した管理官補または警察官は、押収品の一覧を作成しなければならない。
47	物品の封印を伴う事由に関する規定
48	搜索に対する妨害が生じる事由に関する規定
49	本法に基づく何らかの手続きにおいて、不備のある令状の証拠としての受け入れ可能性に関する規定
50	管理官補または Inspector 以上の地位にある警察官の検査権限について詳述。
50A	管理官補の逮捕権限について詳述。
51	供述の裁判における証拠としての受け入れ可能性に関する規定
52	本法に従って入手した情報の開示が犯罪に相当することを規定。
53	「本法に基づくいかなる違反行為についても、公訴官により、またはその書面による同意を得て行われる場合を除き、訴

	追は開始されないものとする。」と規定。
54	商品の没収 第1項：本法に従って押収された物品、媒体、書籍、文書、複製または装置はすべて、没収の対象となるものとする。
55	物品の按分比例検査が認められることを規定。
56	情報提供者の開示からの保護
57	管理官補および警察官の保護
第 VIII 部：雑則	
58	1996 年著作権（改正）法により削除。
59	本法の規定の実施を目的として制定される規則
59A	本法の適用の拡大に関する規定
59B	大臣の、特定のサービスを有線による伝送に係る「放送」の定義から除外する権限を規定。
60	留保規定
61	1969 年著作権法の廃止。

省ガイドライン／マニュアル／回覧文書の規定

Intellectual Property Corporation of Malaysia における特許審査に関するガイドライン

ガイドラインの枠組み

1. 本ガイドラインは、特許法および特許規則に基づく、マレーシアにおける出願および特許の審査のさまざまな側面において順守すべき方法と手順に関する指図を与えるものである。マレーシアの特許制度の成功は、出願人およびその代理人と **Intellectual Property Corporation of Malaysia (MyIPO)** との良好な協力にかかっている。したがって、本ガイドラインは主に 出願人と特許実務家を対象とし、それらの人の助けとなるよう期待されている。

2. 本ガイドラインは、通常の出来事を扱うことを唯一の目的とするため、専ら一般的な指図とみなされる。それゆえに、本ガイドラインのマレーシアにおける個々の特許出願または特許への適用は、審査職員の責任で行われ、例外的な場合においては、これらの指図から逸脱することがある。本ガイドラインが法的規定を構成するものではないことに留意する必要がある。**MyIPO** における実務に関する最高の典拠については、最初に特許法および特許規則を参照する必要がある。

出願の内容

規定 1 出願の内容は規則 5 に規定される。

規定 2 規則 7 は、付与の請求に関する規定を含む。

規定 2.2 規則 7(2)に従って、発明の名称は、簡潔かつその発明に特有のものでなければならず、その発明と関係する技術的主題を明確にしない凝った名称を含んではならない。

規定 3 明細書に関する規定

規定 3.1 規則 12(1)に従って、明細書は、特許付与の願書における表題と同じ表題で開始する必要がある。審査の際に明細書の表題の修正があった場合、これに伴って、願書においても対応する修正を行う必要がある。

規定 3.17 微生物に関する規定

規定 3.17.1 微生物をクレームするか、または微生物を使用して発明を実施する方法をクレームする出願において、明細書の十分性の要件（規則 12(1)(c)）を満たしていても、微生物が十分に定義されることが肝要である。

規定 5 図面に関する規定

規定 5.1 図面の様式および内容に関する要求事項は、規則 15、18(2)および 18(10)に規定される。

クレーム

規定 1 規則 5に従って、出願には、「1または複数のクレーム」が含まれなければならない。

クレームに関する規定

規定 1.2 規則 13(5)および 13(1)13に従って、1または複数のクレームは、以下の要件を満たさなければならない。

i) 発明を、その技術的特徴の観点から定義していること。

ii) 明確、簡潔、かつ、明細書によって十分に裏付けられていること。また、クレームの数が、その発明の性質を考慮して妥当であること。

規定2 クレームの形式および内容

規定3 クレームの種類

規定3.2 独立クレームおよび従属クレーム

規定4 クレームの明確性と解釈

規定7 実用新案

特許性

規定1.1 基本的な特許性の要件が4つある。

- i) 「発明」が存在すること。
- ii) その発明が産業上利用可能であること。
- iii) その発明が「新規」であること。
- iv) その発明が「進歩性」を有すること。

規定1.2 出願人は、4つの基本的要件に加え、特許法および特許規則に暗黙に含まれている、以下の2つの要件を知っている必要がある。

優先性

規定 1 権利の優先性に関する規定

規定 2 クレームの優先性に関する規定

実体審査手順

規定 1.1 この章では、一般的な審査手順を、必要に応じて特定の事項に関するガイダンスと併せて規定している。内部管理の問題に関する指図は規定されていない。

規定 2 規則 27(1)に従って実体審査の請求を行う際に順守すべき要件

規定 3 修正審査の請求が提出された場合の実体的要件

修正審査

規定 1.1 修正実体審査は、特許出願の付与に至るまでの処理の効果的な近道であり、外国の特許庁により既に実施された、同一の発明の特許出願に関する何らかの調査または審査を最大限に尊重する方法で行われる。

規定 2.1 規則 27(1)、27(A)(3)(a)および 27(A)(3)(b)に従って修正審査の請求を行う際に順守すべき要件

規定 3.1.1 1983年特許法第 30(2)条に従って修正審査の請求が行われた場合に順守すべき実体的要件

実用新案

規定 1.1 法の規定が、第 17A 条に規定されるものを除き、実用新案認証書の出願にも、特許付与の出願に対して適用されるのと同様の方法で適用される。第 11、15、26 条ならびに付与済みの特許に関する規定は、実用新案には適用されない。

規定 2 実用新案の出願の審査

規定 2.1 進歩性は、実用新案認証書の出願の要件ではない。ただし、第 17 条において発明と新規性の両方の存在が要求されているため、新規性を厳格に狭義に解釈するだけでは、実用新案認証書の付与を正当化するのに不十分である。実用新案認証は、ある製品もしくはプロセスの 1 要素の周知の同等物への置き換え、または何らかの他の機能の追加に新規性のみが存するような新案に対しては付与すべきではない。

規定 3 特許出願と実用新案認証の出願の間での変更

規定 3.1 特許出願は、第 17B 条および規則 33C に基づき、実用新案出願に変更可能であり、同様に、実用新案出願から特許出願への変更も可能である。出願の変更が生じた場合、変更後の出願が、最初の出願の提出時に提出されたとみなされる。

附属書 A 特許出願明細書の様式

附属書 B SI 単位

附属書 C 微生物に言及する明細書の妥当性を判断するための基準

附属書 D 微生物が寄託センターに寄託されている場合の出願人への通知

附属書 E ブダペスト条約に基づき微生物が寄託センターに寄託されている場合の法定宣言書の様式

マレーシアにおける商標法・実務便欄

登録官の法的枠組み／本便欄について

1. 本便欄は、1976年商標法（1994年に改正）、1997年商標規則、適用される判例法、政府官報において公表される Registrar's Practice Note（登録官向け業務通知）、および審査職員の指導のために登録官により発せられる内部指示に基づいている。
2. 英国の裁判官の判決が説得力のある典拠であり、マレーシアにおける登録官や商標実務家による議論において一般的に引用されている。Official Reports of Patent, Trade Mark and Design Cases（特許・商標・意匠訴訟の公式報告書（R.P.C.））一式が商標登録室に保管されており、全審査職員による通常の閲覧に供されている。主導的判例からの引用が本便欄全体で使用され、聴聞や書簡においてこれが引用されることがある。
3. **本便欄の適用可能性に関する規定 1.26** 法律の適用について責任を有する者は、本便欄の内容と、これに記載されている実務のルールに精通していなければならない。正当な理由なくそれらに反することは許されない。そうでなければ、やがて、反対論者らが各自の見解を支持するさまざまな例を引き合いに出すことができるようになり、登録官は、コインを投げて表か裏かで決断するようなことになりかねない。
4. **規定 2.2** 裁量権は公正な権限である（気まぐれに行使されるものではない）が、登録官の権限の多くが自由裁量権である。例えば、ある問題に対処するための期間の延長の申請を認めるか拒絶するかは、完全に登録官の裁量権に委ねられている。法令による延長権は存在しない（第15章を参照）。
 1. 登録出願人または登録所有者に不利な決定がなされた場合は、その当事者に当該問題について聴聞を受ける機会を与えた上で、最終的な判断が下されなければならない。 - **法第 76 条**

登録官の職務

1. **規定 2.19** 他の所有者が所有する商標と類似しているが故に公衆を混乱させる恐れのある商標を登録しないという登録官の法定義務の効率的な履行のために、正確な索引作成が不可欠である。

2. **規定 2.27** 公衆は、登録簿を閲覧する法定の権利を有するが、これに相応する、検索索引を利用する権利は存在しない。ただし、公衆、および依頼人に代わって登録簿を検索することを希望する実務家へのサービスとして、索引の謄本が維持される。

登録簿

1. **規定 3.2** 登録簿は永久記録であり、そのいかなる部分も破棄されていない。

登録およびその他の権利

1. **規定 3.15** 何人も、登録者の商標をその登録者の承諾を得ずに使用した場合には、当該登録者の権利を侵害したことになる、裁判所に告訴されることがある（**法第 35 条**）。
2. **規定 3.16** マレーシアでは、商標の登録は義務付けられていない。未登録の商標の所有者は、当該商標を使用できるが、権利侵害で告訴することはできない（**法第 82.1 条**）。この未登録標章の侵害による提訴の権利の否認は、登録の出願が既に行われたが、当該出願が係属中である場合にも適用される。
3. **規定 3.17** 使用されている商標には、登録の有無にかかわらず、コモン・ロー上の権利が付与される。コモン・ローでは、何人も、自己の商品を他人の商品として通用させる権利を有さない。したがって、ある企業がある商標の使用を通じてグッドウィルを獲得し、そのグッドウィルが他人による同一または類似の標章の使用によって傷つけられた場合には、その損害を被った当事者は、裁判所に当該反則者を拘束するよう申し立てることができる。
 1. 侵害権は、詐称通用に係る提訴の権利に付加されるものであり、これに取って代わるものではない（**法第 82.2 条**）。登録商標の侵害に係る提訴の権利は、絶対的なものであり、当該所有者による当該標章の使用の有無に左右されない。使用されている登録商標の所有者は、一般的に、侵害訴訟と同時に詐称通用に係る提訴も行う。
4. **規定 3.26** 登録簿に何らかの記載をするにあたっては、当該記載の完全な正確性を確保するために、細心の注意を払わなければならない。何人も、登録簿（地方商標局に預託されている認証謄本を含む）に虚偽の記載をし、または他人にこ

れをさせた場合には、刑事犯罪の罪に問われ、有罪判決に基づき、5,000.00 リンギット (RM) 以下の罰金もしくは5年以下の禁錮に処せられ、またはその両方が併科される(法第9条)。登録簿への記載の抄本であると称する偽造文書を作成した場合にも、同様の刑罰が要求されることがある。

商標の構成要素

1. **規定 4.3** 2つの定義を併せて解釈すれば、標章が必ずしも商標ではないことは明らかである。商標は、特定の方法で特定の用途に使用される標章である。したがって、標章の定義を先に論じる必要がある。
2. **規定 4.6** (1976年の) R.P.C. 511 に報告された Smith, Kline & French 訴訟の商品は、全体の半分が有色、残余の半分が透明の医薬用カプセルであった。カプセルの中には、多数の小さな多色ペレットが封入され、透明な半分の部分から見えるようになっていた。これらのカプセルの外観を商標として登録するための出願が行われたが、それらがそもそも標章であるのかという疑義があった。上院は、当該標章は特定の色の組み合わせであり、それが当該商標の目に見える表面全体に貼付されているという事実自体は、反対の理由にはならないと判断した。この判例は、「標章が3次元であり得る」、「色だけが標章になり得る」、そして「標章が商品の表面全体を覆うことがある」という命題の典拠となっている。
3. **規定 4.8** マレーシア政府は、他のいくつかの政府とは異なり、標章の例に色を含めてはいないが、カプセルの類の標章がマレーシアでも標章として適格であることに疑いの余地はない。事実、色は、ある標章が登録に適格であるか検討する際に考慮しなければならない事項である(第13.1条)。(かかる標章が商標として使用されるのか、また、それらが特有であるのかという問題は、登録が可能となる前に検討すべき事項である。)
4. **規定 4.9** カプセル訴訟の判決書には、瓶の首周りの特有の塑造は商標として適格であり、これを当該瓶の首周りに配置する目的が、その瓶の内容物が1企業によって販売されることを示すことである限り、その塑造は商標となり得ると明記されている(強調は筆者による)。

5. **規定 4.10** 稀ではあるが、過去に標章であると判断された発明には、以下のものがある。i) 容器の形状（Coca-Cola 商標に関する訴訟（1986年）RPC 421）、ii) ホースの全長にわたって設けられた色付きネジ山（Reddaway の出願（1927年）44 R.P.C. 27）、iii) パラフィンに塗布された青色（「Blue Paraffin」商標（1977年）R.P.C. 473）。
6. **規定 4.20** 匂いや音は、いずれも登録の対象にはならない。法のあらゆる目的において、印刷その他の視覚的表示による使用のみが考慮され、不使用の場合、または使用の意思がない場合は、標章を登録することはできない（**第 3.2.a 条**）。
7. **規定 4.21**

商標がその使用時に目に見えなければならないという事実は、標章の寸法および配置と重要な関係がある。当該要件は、標章がその使用中常に目に見えなければならないことを意味するものではない。

「Everglide」訴訟（（1964）R.P.C. 37）の標章は、ペン上の非常に小さな文字デザインであり、容易に見えなかったが、商標となった。

事務的事項

1. **規定 2.7** 登録局が閉庁する日（例えば、公休日）はすべて、除外日と称され、期限の満了等に関する判断において考慮されない。
2. **法第 8.1 条**：登録簿は、公衆の閲覧に供される。

一般法の IP 関連規定

1998年フランチャイズ法 (2012年までの改正)

マレーシアにおけるフランチャイズ協定は、1998年フランチャイズ法に準拠する。同法は、フランチャイズの登録を規定し、フランチャイズを規制するとともに、付帯的事項について規定する制定法である。同法は、マレーシアのフランチャイズ業界の管理と規制を目的として制定された。

注記：フランチャイジーは、フランチャイザーにより付与される、フランチャイザーの商標およびその他の知的財産権を使用する権利を有する。

1998年フランチャイズ法の主要規定

条項	概要
6(1)	「フランチャイザーは、自己のフランチャイズを登録官に登録した上で、そのフランチャイズを販売する申し出を何人にもすることができる。」と規定。
6(2)	「自己のフランチャイズの登録を怠った者は、その者が第58条に基づき大臣により本条に基づく登録要求事項から免除されていない限り、犯罪を犯したことになる。」と規定。
7	登録の出願に関する規定
8(1)	「登録官は、登録の出願を第7条に基づき要求される情報または文書と併せて受理した場合、当該出願を承認または拒絶することができるが、当該出願を拒絶した場合は、拒絶理由を示さなければならない。」と規定。
9	フランチャイズの登録が第8条に基づき承認された場合、フランチャイズの登録は、要求される情報または文書がすべて提出された日付よりも後に発効することが望ましい。
10	フランチャイズの登録は、登録官が、出願人またはフランチャイザー宛ての書面通知により、本法に基づきフランチャイズ

	の販売または登録を中止、解除、禁止または否認するよう命じない限り、有効に存続するものとする。
13(1)	「フランチャイザーは、フランチャイズ期間の満了後、いつでも、登録官に登録の取消しを申請することができる。」と規定。
14	フランチャイズ・ブローカーの登録に関する規定
15(1)	「フランチャイザーは、フランチャイジーがフランチャイザーとのフランチャイズ契約に署名する10日以上前に、当該契約書の写しと開示文書をフランチャイジーに提出しなければならない。」と規定。
15(3)	何人も、第15(1)条を順守しなかった場合、犯罪を犯したことになる。
18	フランチャイズ契約が満たすべき要求事項を規定。
21	「フランチャイズ料またはロイヤルティーの率は、開示文書に規定されるとおりのものでなければならない。」と規定。
25	フランチャイズ期間は、5年以上でなければならない。
29(2)	フランチャイザーとフランチャイジーが相互の取引の過程で避けなければならない行為の一覧
30	フランチャイザーとフランチャイジーの義務を規定。
39	一般的な刑罰を規定。

2000年光ディスク法

2000年光ディスク法および2000年光ディスク規則は、以下の目的をもって制定された。

- a) 消費者の権利と利益を保護する目的で、光ディスク製造活動を許認可し、
- b) 光ディスク製造活動の倫理的拡大／成長と発展を奨励するとともに、
- c) あらゆる方法の光ディスク海賊・不正行為を禁止し、個人または組織のIP権を保護する。

光ディスク法規の順守事項を以下に示す。

条項	概要
4	「何人も、有効な許可なく光ディスクを製造した場合、犯罪を犯したことになる。」と規定。
5	「許可所持者が許可された施設以外の場所で光ディスクを製造した場合、犯罪を犯したことになる。」と規定。
6(1)	許可申請に関する規定
7(1)	「第6条に基づき要求される文書および情報と併せて申請書を受理した場合、管理官は、許可を付与し、または許可の付与を拒絶することができる。」と明記。
8	「第7条に基づき付与された許可は、期限前の取消しまたは停止が行われたい限り、許可証に規定されることのある期間にわたって効力を有するものとする。」と規定。
10	管理官が許可を取り消すために満たすべき条件を規定。
11(1)	「許可所持者は、放棄通知書を添えて自己の許可証を管理官に提出することにより、自己の許可を放棄することができる。」と規定。
12	許可の取消し、放棄または期間満了の効果を列挙。

14	「許可所持者は、現行の許可の満了日の1カ月前までに、許可の更新を管理官に申請するものとする。」と規定。
15(1)	「許可所持者は、自己の許可された施設が目立つ場所に、自己の許可証を常時掲示しなければならない。」と規定。
第VI部	違反および罰則に関する規定

2000年光ディスク規則

規則	概要
5	許可申請に関する規定
6	許可の付与に関する規定
7	許可の更新に関する規定
9(1)	「代替許可証の申請は、管理官宛てに書面で行うものとする。」と規定。

2011年取引表示法

- 2011年取引表示法は、1972年取引表示法に取って代わるために制定された。2011年取引表示法は、1972年取引表示法に対してなされた変更を導入した。
- 本法は、以下の目的をもって制定された。

a) 物品およびサービスの供給に関する、虚偽の取引表示、ならびに虚偽または誤解を招くような陳述、行為および実施方法を禁止することにより、適正な取引表示を促進し、もって消費者の利益を保護する。

2011年取引表示法の重要な特徴は、登録商標の所有者のみが、商標が虚偽の取引表示に該当することを宣言する取引表示命令を申し立てることができることである。これは、従前の1972年取引表示法と対照的である。従前の法では、登録されていない商標の所有者や、コモン・ロー上の所有者が、取引表示命令を申し立てて、自己の標章が侵害されたと主張する資格を有していた。

2011年取引表示法の主要規定

条項	概要
4(2)	取引表示命令公簿を規定。
5	虚偽の取引表示を禁止。何人も、第(a)、(b)、(c)項に掲げる行為のいずれかに関与した場合、本法上、犯罪を犯したことになる。
7	虚偽の取引表示の定義を規定。
8	商標に関する虚偽の取引表示の禁止。何人も、第(2)(a)、(b)、(c)項に掲げる行為のいずれかに関与した場合、本法上、犯罪を犯したことになる。
9(1)	「商標の登録所有者は、取引の過程で商標侵害が発生した場合、高等裁判所に、第8条の目的において、侵害している標章が虚偽の取引表示に該当すると宣言するよう申し立てることができる。」と規定。
9(2)	「いずれの管理官補も、第9(1)条に基づき逮捕を行う場合には、不必要な遅滞なく、逮捕した者を付近の警察官に引き渡すか、または警察官が居ない場合には、その者を最寄りの警察署に連行しなければならない。」と規定。逮捕された者は、刑事手続きに関する法律に従って処遇される。
9(5)	「取引表示命令の存続期間は、当該命令が裁判所により更新されない限り、当該命令が発行された日付から1年間とする。」と規定。
10	物品への取引表示の適用に関する規定
11	物品の広告において使用される取引表示に関する規定

22-25	防御について規定。
26	虚偽の原産国表示のある物品の輸入の禁止
39(1)	「いずれの管理官補も、何人かが第8条に基づく犯罪を犯したか、またはかかる犯罪を犯そうと試みていると確信した場合には、令状なしでその者を逮捕できる。」と規定。

2010年競争法

IPは、消費者に、競合する企業家、ならびにそれらが販売する商品およびサービスの選択肢を提供する。したがって、IPは、差別化された無形の事業資産の保護を確実にするため、競争促進的である。IPが存在しなければ、実力のない製造業者やサービス提供者が、実力のある競争者の商品やサービスを複製して、顧客を誘惑しようとするであろう。後者は、製品やサービスを改善し、または新たな製品やサービスを提供する意欲を失うであろう。社会全体が損害を被るであろう。

それゆえに、2010年競争法が、このグローバル化と貿易自由化の時代における、競争に対する高まり続ける要求に対応することを想定して制定された。2010年競争法は、マレーシアの何らかの市場における競争に影響を及ぼす、国内外の商業活動を対象とする。本法の対象となる2つの主要な規制分野は以下のとおりである。

反競争的協定の禁止および市場における支配的地位の濫用の禁止

2010年競争法の主要規定

条項	概要
4	企業間の反競争的協定を禁止。企業間の水平的または垂直的協定は、当該協定が、商品またはサービスの何らかの市場における競争を大幅に妨げ、制限し、もしくは歪める目的または効果を有する限り、禁止される。
5	責任の免除のための条件を列挙。

6	個人的合意に係る、第4条に基づく禁止からの免除を個人に付与する権限を、マレーシア競争委員会（MyCC）に付与。
8	MyCCの見解において、2010年競争法第5条に規定される基準を満たす特定の種別の合意に対して免除を付与する権限を、MyCCに付与。
9	MyCCに対して、一括適用免除案の詳細を公表することと、公表日から30日以内に一般市民の委員に刊行物を提供して、免除案に関する具申を行うことを要求。
10	支配的地位の濫用を禁止。企業は、商品またはサービスの何らかの市場における支配的地位の濫用に相当する一切の行為について、単独、共同の如何を問わず、これに携わることを禁止される。
40	侵害が発覚した場合に取るべき行動を列挙。
61	本法上の犯罪に係る一般的罰則

2000年 Intellectual Property Corporation of Malaysia（マレーシア知的財産公社）法

2000年 Intellectual Property Corporation of Malaysia（マレーシア知的財産公社）法は、MyIPOを設立し、その任務と権限ならびにそれらに関する事項を規定するための制定法である。

MyIPOは、これにより2002年 Intellectual Property Corporation of Malaysia（マレーシア知的財産公社）法に基づいて設立された法定機関である。MyIPOは、マレーシアのIP制度を規制し、同国の各種IP法を運営し、IP制定法の見直しと更新に関する助言を行い、所定の手数料の管理と徴収を行い、国際協定に関するマレーシアの権益を防護する権限を有する。商標、特許、登録意匠および地理的表示の出願は、Malaysian Intellectual Property Officeに提出される。

2000年 Intellectual Property Corporation of Malaysia（マレーシア知的財産公社）法の主要規定

条項	概要
5	MyIPOの公印に関する規定
17	MyIPOの任務を規定。
18	MyIPOの権限を規定。
19(1)	MyIPOは、本法に基づくMyIPOの任務の遂行とMyIPOの権限の行使において支援が必要または適当と判断した場合には、委員会を設置することができる。
20	MyIPOの任務または権限の委任に関する規定
37	「本法に基づきいかなる違反行為についても、公訴官により、またはその書面による同意を得て行われる場合を除き、訴追は開始されないものとする。」と規定。
38	「MyIPOの職員は、IP制定法に基づく自己の任務の遂行の範囲内で、MyIPOまたは第II附則に定めるいずれかの役職にあるいずれかの者に関わる民事手続きに出頭し、MyIPOまたはその者に代わって当該手続きに関するあらゆる行動と申立てをすることができる。」と規定。
39(1)	「いずれのMyIPOの職員、使用人または代理人（在職中、雇用中または退職後の如何を問わない）も、MyIPOの業務に関する機密情報もしくは機密文書を閲覧する権利を有するか、または何らかの手段によってこれを閲覧するその他の者も、本法に定めのある場合、および何らかの成文法に基づく何らかの民事または刑事手続きを目的とする場合を除き、いかなる者にもかかる情報も文書も提供または開示してはならない。」と規定。

各改正法の変更の概要

1. [1986年特許（改正）法](#)
2. [1993年特許（改正）法](#)
3. [2000年特許（改正）法](#)
4. [2002年特許（改正）法](#)
 - a. MyIPO の設立
5. [2003年特許（改正）法](#)
 - a. 特許の存続期間を、付与日から 15 年間から出願日から 20 年間に変更。
 - b. 特許の優先日または出願日から 18 カ月間にわたって、特許登録官は、当該特許出願に関する情報（出願人またはその代理人の名称、所在地および説明、優先権主張の詳細、当該出願の明細書、図面および要約書等）を公衆の閲覧に供しなければならない。かかる情報の請求がかかる 18 カ月の期間内に行われた場合でも、当該出願人の書面による許可が必要である。
6. [2006年特許（改正）法](#)
 - a. PCT
7. [1990年特許（改正）規則](#)
8. [1995年特許（改正）規則](#)
9. [2001年特許（改正）規則](#)
10. [2002年特許（改正）規則](#)
11. [2003年特許（改正）規則](#)
12. [2006年特許（改正）規則](#)
13. [2011年特許（改正）規則](#)
14. 1976年商標法

15. [1994年商標（改正）法](#)

16. [2000年商標（改正）法](#)

- a. 第 14.1d 条および第 14.3 条：以下に該当する標章は登録されないものとする。
 - i. 別の所有者の同じ商品もしくはサービスの、マレーシア国内で周知の標章、または
 - ii. 当該登録出願に係る商品もしくはサービスとは異なる商品もしくはサービスの、マレーシア国内で周知かつ登録済みの標章と全く同じであるか、またはこれと酷似する標章であって、その標章の使用が、当該商品またはサービスと周知標章の所有者との連関を示唆するとともに、当該使用により、当該周知標章の所有者の権益が損なわれる可能性があるもの
- b. 第 70B 条 周知商標の所有者は、同じ商品またはサービスに関する、その所有者の商標と全く同じであるかまたは酷似する商標につき、（当該商標が当該所有者の承諾を得ずに使用された場合において）当該商標に対して差止命令を得ることができる。ただし、当該使用が詐欺行為に該当し、または混乱を招く恐れがある場合に限る。

17. [2002年商標（改正）法](#)

18. [2001年商標（改正）法](#)

19. [2007年商標（改正）法](#)

- a. 「商品およびサービスの分類」の第 III 附則における商品およびサービスの分類を、ニース分類第 9 版に基づく、「標章の登録のための商品およびサービスの国際分類」に置き換えた。
- b. ウィーン協定により定められた、標章の図形要素の国際分類を採択した。

20. [2011年商標（改正）規則](#)

- a. 法定手数料が 30%～60%引き上げられた。
- b. 現在では、早期審査を請求するための正式なプロセスが用意されている。上記の請求は、最初の商標出願日から 4 カ月以内に提出しなければならず、かつ、筋の通った請求でなければならない（合理的な根拠は、国益／公益、侵害の証拠等を含むが、これらに限定されない。登録は、政府等から金銭的利益を得るための条件である）。
- c. 登録官が申し立てられた異議を支持する場合において、出願人がさらなる出願の続行のために一方的聴聞を申し立てるときは、新たに手数料を支払う必要がある。

21. 1987年著作権法

- a. 法の執行に係る規定（侵害複製物を所持することが疑われる施設に立ち入る権限、侵害複製物を検索および押収する権限を含む。）
- b. 公務員で構成される特別チームが、法を執行するよう任命される。

22. [1990年著作権（改正）法](#)

- a. ベルヌ条約
- b. 派生著作物
- c. コンピューター・プログラム

23. [1996年著作権（改正）法](#)

- a. ライセンス制度と許認可機関
- b. 著作権と意匠の二重保護の禁止
- c. 著作権裁判所に、高等裁判所に付託する権限を付与。

24. [1997年著作権（改正）法](#)

- a. 著作権保護の対象となる著作物のインターネットを介した無許可の伝送を著作権侵害とする。
- b. 現在の著作物の定義は、「語句、図または記号で表現されているか否か、および視覚的形式で表現されているか否か」にかかわらず」、表または編纂物を包含する。
- c. 著作権保有者は、「有線または無線による公衆への著作物の伝送を管理する（著作物を、公衆の一人一人が個別に場所と時を選び、その場所からその時に当該著作物にアクセスできるように、公衆の使用に供することを含む）」独占的権利を有する。
- d. 編集者注：変更は、IT環境における知的財産権（IPR）保護を目的としている。

25. [2000年著作権（改正）法](#)

26. [2002年著作権（改正）法](#)

- a. 刑罰を強化するとともに、執行当局に対し、より強力な著作権侵害を処罰する権能を付与。

27. [2003年著作権（改正）法](#)

- a. マレーシアにおける著作権侵害商品の販売、賃借、配布等に係る処罰を、「侵害複製物 1 件につき 10,000 RM 以下」の罰金から、「侵害複製物 1 件につき 2,000 RM 以上かつ 20,000 RM 以下」の罰金に強化。
- b. 侵害複製物作成用の機器の製作または所持に係る処罰を強化。
- c. 技術的措置を回避する行為、または何らかの電子的著作権管理情報を削除もしくは改変し、かつ、電子的著作権管理情報が削除もしくは改変された著作物の複製物を公衆に配布もしくは伝送する行為について、刑期を「3 年以下」から「5 年以下」に延長。

28. [2012 年著作権（改正）法](#)

- a. WIPO 著作権条約および WIPO 実演・レコード条約の要求事項に適合し、または当該条約に加盟するための（すなわち、デジタル分野における進歩に対応するための）修正

29. 2012 年著作権（著作権裁判所）規則

- a. [1987 年著作権（著作物の翻訳を国語で制作・出版するためのライセンス）規則](#)を廃止。
- b. [2000 年著作権（免許）規則](#)を廃止。

30. [2000 年工業意匠（改正）法](#)

- a. 第 13A 条の挿入により、集積回路のレイアウト・デザインに対する工業意匠の適用を除外した。

31. [2002 年工業意匠（改正）法](#)

- a. MyIPO の設立に関する規定を盛り込むための改正

32. [2002 年 Intellectual Property Corporation of Malaysia（マレーシア知的財産公社）法](#)

- a. 政府、特許登録官、商標登録官、工業意匠登録官、地理的表示登録官および著作権管理官のすべての知的財産権と責任を Intellectual Property Corporation of Malaysia に移転。

33. [2002 年地理的表示（改正）法](#)

- a. MyIPO の設立に関する規定を盛り込むための改正

画期的な訴訟

特許

事件名	趣旨／判決
Skb Shutters Manufacturing Sdn. Bhd.対 Seng Kong Shutter Industries Sdn. Bhd. & Anor 事件	<ul style="list-style-type: none">● 判決：「したがって、特許法は、発明が特許出願の時点において最高水準の技術の部分を構成すべきではないという意味において、発明が新規性を有することを求めている。（中略）被告は、原告の特許がPV品により予測されていなかったことを立証できなかった。それゆえに、原告の特許における原告のクレームされた発明は新規性を有するものと結論する。」● 「開示は、当業者が当該発明に到達できるように十分かつ明確な指示または教示を与えている限り、実施可能な程度である。」と裁判所は判決した。したがって、十分な開示は2つの態様を包含し、この点に関する2つの規則は、1986年特許規則の規則12(1)および13(1)である。
Cadware Sdn Bhd 対 Ronic Corp [2013] 6 MLJ 19 事件	- 上訴裁判所：特許侵害訴訟において、支配的であるのは、適用される目的解釈論である（文理解釈論ではなく）。読者は、クレームの意味を当該特許権所有者が意図するとおりに理解できる必要がある。目的解釈において侵害を立証するための3段階検証を以下に示す。

	<ul style="list-style-type: none"> a. 当該変種は、当該発明が機能する方法に重大な影響を及ぼすか。重大な影響を及ぼす場合は、侵害は存在しない。重大な影響を及ぼさない場合は、次の段階に進む。 b. その重要でない変種は、当該特許の公表日において、当該分野の技術に精通する読者にとって自明であったと思われるか。そうでなければ、侵害は存在しない。そうであれば、次の段階に進む。 c. ただし、その当該分野の技術に精通する読者が、当該クレームの文言から、原義との厳格な整合が当該発明の必須要件であることを当該特許権所有者が意図していることを理解していたと思われるか。そうであれば、侵害は存在しない。そうでなければ、侵害が立証されることになる。 <p>- 被告は、以下のことを主張した。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 当該特許の新規性と発明性が疑問視され、また、当該特許は先行技術に基づいている。 ii) 当該特許は、その回路で使用されるトランジスタの種類を開示していないため、不十分である。
<p>Sanofi- Aventis (M) Sdn Bhd & Anor 対 Fresenius Kabi (M) Sdn Bhd & Anor [2011] 1 LNS 1670 事件</p>	<p>1. 1983年特許法第36(4)条に基づき、第二被告が医薬品「Daxotel」の製造において原告の製法を使用しているという制定法上の推定が生じると判決した。</p>

	<p>2. 本件において、第 36(4)条の論拠が、Hanipah Farikullah JC によって説明された。第 36(4)条に基づく推定が適用されるならば、裁判所は、当該被告が当該医薬品の製造においてどのような製法を使用していたのかを示すことにより、立証責任を果たしたか判断しなければならない。被告がこの責任を果たさない限り、当該推定は反証されず、被告が原告の特許を侵害したと判断する必要がある。</p> <p>3. クレームと明細書の異なる機能について説明した。</p>
<p>Heveafoam Asia Sdn Bhd 対 PF (Teknologi) Sdn Bhd [2001] 2 MLJ 660 事件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 係争中の特許の新規性の評価における 2 段階手順を示した。 <p>第 1 段階：新規性の調査において、関連先行技術を決定した。 第 2 段階：当該先行技術の内容を評価して、当該情報が当該発明を予測するものであるか判断した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <i>Electrical and Musical Industries Ltd 対 Lissen</i> 事件の援用により、クレームの機能を説明した。 ● 1983 年著作権法第 56(1)条に基づく「被害者」という用語の意味が、本件において検討された。
<p>Lim Choong Huat & Ors 対 Syntlz Enterprise Sdn Bhd & Ors [2010] 1 CLJ 860 事件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「既存製品の改良にすぎない重要性の低い発明品に対しては、特許保護を付与すべきではない。」と説示した。原告の揺り籠は、荷物を往復直線運動で持ち上げまたは下降させる、一般的な機能を有する従来型の架台と相違

	<p>しないとの判決が下された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「裁判所は、侵害の発生の有無を判断するために、3つの要因を考慮に入れる必要があった。」と述べた。
Kendek Industry Sdn Bhd 対 Yong Wee Hong & Ors [1999] AMEJ 0358 ; [2000] 7 MLJ 569 事件	本件では、特許出願日に先立つ1年以内に行われた開示が公知とならないように、1983年特許法第14(3)(a)条が適用された。
Windsurfing International Inc 対 Tabur Marine (Great Britain) Ltd [1985] RPC 59 事件	<p>- 自明性の判断に関する主導的判例</p> <p>- Oliver Jは、以下の段階を含む、自明性に関する4重検証を定めた。</p>
Rhone-Poulenc Nederland BV & Anor 対 MT Agro Industrial Engineering (M) Sdn Bhd & Anor [1992] MLJU 103 事件	<ul style="list-style-type: none"> 共同所有者が、その共同所有の範囲に関して、当該共同所有者間で自由に合意できることを説示した。 差し迫った侵害に係る規定が、基本的に、侵害の予兆、すなわち、直接侵害は未だ生じていないが、それが生じる可能性が現実的であり、かつ、低くない状況に関する点に特に言及した。
Fortune Pacific Engineering Co Ltd 対 Gajatakraw Industries Sdn Bhd [2010] 5 CLJ 590 事件	会社が特許侵害について責めを負うべきと認められた場合において、当該侵害から生じた何らかの裁判所命令に従わなかったその会社の取締役は、陪審審理付託決定手続きに対する責任を負うと判決した。
Ranbaxy (Malaysia) Sdn Bhd 対 EI Du Pont De Nemours and Company [2012] 3 AMR 434 事件	侵害行為の3つの要因の適用を示した。 <i>Lim Choong Huat & Ors 対 Syntlz Enterprise Sdn Bhd & Ors</i> 事件を参照。
IEV International Pty Ltd 対 Sadacharamani a/l Govindasamy [2008] 3 AMR 24 事件	被告の特許のクレームが、当該特許よりも前に付与された原告の特許の保護の範囲に属するという事実に基づき、当該特許に対する権利は被告に帰属しないと判決した。
Smith Kline & French Laboratories Ltd 対 Salim (Malaysia) Sdn Bhd [1989] 2 MLJ 380 事件	本件において、コモン・ロー上の黙示のライセンス理論が適用された。

	<p>コモン・ロー上の理論：自己の製品を販売する特許権所有者は、購入者に対して制約を明確に伝達した場合を除き、当該購入者に対して、その購入者が望む任意の方法で当該製品を使用するライセンスを必ず付与する。</p>
--	---

商標

事件名	趣旨／判決
<p>McDonald's Corporation 対 McCurry Restaurant (KL) Sdn Bhd [2008] 9 CLJ 254 事件</p>	<p>連邦裁判所は、McCurry Restaurant (KL)による接頭語「Mc」の使用は、McDonaldの商標の詐称通用に相当しないと判決した。McDonald's Corp 対 Future Enterprises Pte Ltd [2004] SGCA 50 事件における異なる判断と比較すること。</p>
<p>Goodyear Tyre & Rubber Co. & Another 対 Silverstone Tyre & Rubber Co. Sdn Bhd 事件</p>	<p>マレーシアにおける、登録されていない商標の詐称通用のコモン・ローの解釈は、他国における解釈と若干異なっている。本件において、裁判所は、単なる顧客の混乱では不十分であるとして、Goodyear に対して差止命令を付与することを拒絶した。さらに、顧客がタイヤの供給元を確認できることも必要である。</p>
<p>Lim Yew Sing 対 Hummel International Sports & Leisure A/S ([1996] MLJ 7 事件)</p>	<p>- 外国人に帰属し、マレーシアでは過去に使用されたことのない商標の商標出願を現地の人が提出することは許容される。1976年商標法第14(d)条を参照すること。また、上訴裁判所の判決は次のとおりである。ある商標の最初の登録後に当該商標が混乱または詐欺を招く可能性が生じた場合において、当該混乱または詐欺が当該登録所有者の何らかの非難すべき行為の結果として生じた限り、当該商標は、専ら、登録簿に不正に残存するものとして削除され得る。</p>

<p>McLaren International Ltd 対 Lim Yat Meen ([2007] 7 MLJ 581 事件</p>	<p>- 商標を登録簿から削除することを求める訴訟を提起するにあたっては、当該申立人は、自己が被害者であることを事前に立証しなければならない。「被害者」という用語の意味は、裁判所の判断による。</p>
<p>Industria De Diseno Textil SA 対 Edition Concept Sdn Bhd ([2005] 2 CLJ 357 事件</p>	<p>- 混乱または詐欺を立証する責任は、更生の申立人にあると、裁判所は判決した。加えて、当該商標の最初の登録の有効性に異議を唱える申立てにおいて、詐欺または混乱が生じていたか検討するにあたって考慮すべき日付は、当該商標の登録出願日であった。</p>
<p>Yong Sze Fun & Anor 対 Sharifah binti Mohd Tamin & Ors [2008] 7 MLJ 803 事件</p>	<p>登録官は、たとえ1または複数の上述の根拠が立証されていたとしても、当該登録商標の削除の要否について裁量権を留保する。本件において、ある登録商標が相当な期間にわたって使用され、その結果、その商標が付された商品を当該登録所有者に由来するものと公衆が認識するに至った場合には、当該商標が登録簿に残存することは、公益に該当するであろうと判決された。</p>
<p>Leo Pharmaceutical Products Ltd A/S(Lovens kemiske Fabrik Produktionsaktieselskab)対 Kotra Pharma (M) Sdn Bhd [2009] 5 AMR 132 ; [2009] 5 MLJ 703 事件</p>	<p>「裁判所は、不使用を理由に商標が削除されないようにその裁量権を行使できる。」と説示した。1976年商標法第46(2)(a)を参照。</p>
<p>e-Toyo Global Stationery Sdn Bhd 対 Toyo Ink Sdn Bhd &Ors ; The Registrar of Trade Marks (利害関係者) [2004] AMEJ 0112; [2005] 1 MLJ 445; [2004] 7 CLJ 368 事件</p>	<p>商標における不正取引が、十分な事由のない登録簿への記載として、第45(1)(a)条に基づく削除の根拠となることを示した。</p>

著作権

事件名	趣旨／判決
<p>Lau Foo Sun 対 Government of Malaysia [1974] 1 MLJ 28 事件</p>	<p>本件において、裁判所は、1987年著作権法第7(3)条に基づく「独創性」の問題に関する <i>University of London Press Ltd 対 University Tutorial Press Ltd</i> 事件の典型的な判例において定められた原則を支持した。 <i>University of London Press</i> 事件の判例から、以下の原則を推論することができる。a) 「独創性」とは、思考の表現の独自性を意味するものであって、アイデアの独自性を意味するものではない。b) 要求されることは、著作物を他の著作物から複製してはならないことである。c) 費やした時間の検証や一般的な知見を独創性の指標として用いることはできない。</p>
<p>Hardial Singh a/l Hari Singh 対 Daim Zainuddin & 56 Ors [1991] 2 CLJ (Rep) 701 事件</p>	<p>本件は、編集著作物における独創性の問題に関する。本件において、1969年著作権法第7(1)(a)条に基づき、原資料に存する著作権は政府に帰属するとの判決が下された。これらの事実に基づき、学識ある裁判官が、事実の列挙は骨の折れる仕事ではあるが、単にそれだけでは、何らかの物を著作物にするには不十分であるとの判決を下した。 <i>Macmillan & Co Ltd 対 Cooper</i> 事件を参照。ある著者が既存の著作物を要約もしくは翻訳し、またはその簡略版を作成することによって当該既存著作物に価値を付加した場合において、かかる作業は、当該著作物を著作権上「独創性を有する」ものにするのに十分である。</p>

<p>Goodyear Tire & Rubber Co & Anor 対 Silverstone Tire & Rubber Co Sdn Bhd. [1993] 2 AMR 3538 ; [1994] 1 MLJ 348 事件</p>	<p>本件では、タイヤの美術的図画に係る著作権を用いて、他人が当該図画に従って物品を製造するのを止めさせることが可能であるか審理された。裁判所は、著作権の機能は、当該図画の芸術的表現に係る権利を保全することであって、描かれた物品の機能を保護する手段としての権利を保全することではないと判決した。(1997年著作権(改正)法第3条による法律制定において、1987年著作権法に、保護の対象となる表現と保護の対象外の主題の線引きを規定する第7(2A)条が組み込まれた。)</p>
<p>Foo Loke Ying & Anor 対 Television Broadcasts Ltd & Ors [1985] 2 MLJ 35 事件</p>	<p>本件において、最高裁は、出版の概念について審理した。香港の著作物がマレーシアにおいて著作権保護を受けるための手段は2とおりあり、第一の手段は、同一の著作物をマレーシアで同時に(すなわち、当該著作物の本国における最初の出版から30日以内に)出版することであるとの判決が下された。本国における最初の出版から30日以内のマレーシアでの同時出版の要件は、現在では、1987年著作権法第4(3)条において実現されている。</p>
<p>Longman Malaysia Sdn Bhd 対 Pustaka Delta Pelajaran Sdn Bhd. [1987] 2 MLJ 359 事件</p>	<p>複製権の適用範囲について、判断が下された。侵害発生の有無を判断するにあたっては、第36(1)条と、著作権保有者の独占的権利を重視する第13(1)条を併読する必要がある。ある著作物の相当なる部分を複製することだけで、著作権侵害に相当するであろう。本件において、原告側代理人弁護士は、<i>Ladbroke (Football) Ltd 対 William Hill (Football) Ltd</i> 事件において定められたガイドラインを援用した。決定要因は、取り込まれた部分が、定性的にも定量的にも相当であることである。</p>

<p>Megnaway Enterprise Sdn Bhd 対 Soon Lian Hock [2009] 3 AMR 251 ; [2009] 3 MLJ 525 事件</p>	<p>本件は、直接侵害の3要素に関する。原図の正確な模倣が存在しなくても、侵害は生じ得るとの判決が下された。Low Hop Bing J : 侵害は、模倣品が正確な複製物でなくても生じ得る。複製品の寸法が原著作物よりも大きい小さいか、そして複製の対象が原著作物の全部であるか一部であるかは問題にはならない。正確な複製物が存在する必要はないが、両者間の類似の程度が高いことが必須である。</p>
<p>Dunia Muzik WEA Sdn Bhd & Anor 対 Koh Tay Eng [1989] 2 MLJ 356 事件</p>	<p>被告は幫助侵害について責めを負うべきであるとの判決が下され、原告が求める救済が認められた。カセットの販売業者は、専ら、その事業用施設において海賊版を販売したことについて寄与責任を負うと判断された。</p>
<p>Class One Video Distributors Sdn Bhd & Anor 対 Chanan Singh a/l Sher Singh & Anor [1997] AMEJ 0053; [1997] 5 MLJ 209 事件</p>	<p>第二被告は1987年著作権法第13(1)(e)条と併読された同法第36(1)条に基づく侵害を犯したとの判決が下された。本件は、並行輸入の可否よりもむしろ著作権保有者の配布権に注目するものであった。1987年著作権法第13(1)(e)条に基づき、配布権は、現在では、マレーシアにおける著作物の最初の配布に制限されている。すなわち、著作権保有者は、自己の著作物の複製が従前にマレーシア国内で配布されたことがない場合に限り、当該配布を制限することができる。</p>
<p>Syed Ahmad Jamal 対 Dato Bandar Kuala Lumpur [2011] 1 AMCR 145; [2011] 2 CLJ 569 事件</p>	<p>マレーシアにおける人格権の適用範囲を明確にした。本件において、裁判長は、人格権の侵害を認めるにあたって、当該芸術家に対し、加重的損害賠償を裁定した。</p>
<p>Pasterfield 対 Denham & Anor [1999] FSR 168 事件</p>	<p>「同一性保持権」の適用範囲について、探究が行われた。本件の被告は、原告の著作物をより小さな変種として複製した。裁判所は、為さ</p>

	れた変更が相当に軽微であるとして、これが毀損にも歪曲にも相当しないと判断した。
Mokhtar Haji Jamaludin 対 Pustaka Sistem Pelajaran [1986] 2 MLJ 376 事件	<p>本件は、直接の財政的損害が生じておらず、感情のみが傷つけられた場合において、申立人が加重的損害賠償を求めることの可否に関する。本件において、裁判官は、感情の毀損に対して付加的損害賠償を裁定したが、その根拠は、著作権損害賠償の査定が、その大部分において、（加重的損害賠償に関する規定のない古い法律に基づいて決定された）根拠に基づいていなければならないという事実にある。</p> <p>注記：1987年著作権法に基づく現在の見解は、加重的損害賠償が認められるのは、追加要因が存在する（恥ずべき行為、詐欺、ならびに計画的および故意による侵害意図の存在を含む）場合に限られるというものである。</p>
Island Records Ltd 対 Tring International Plc & Another [1996] 1 WLR 1256; [1995] 3 All ER 444; [1995] FSR 560 事件	清算による不当利得の返還または損害賠償のいずれかを選択する権利に適用し得る4つの一般原則について、検討が行われた。
Television Broadcasts Ltd & Ors 対 Mandarin Video Holdings Sdn Bhd. [1983] 2 MLJ 346 事件	申立人がアントン・ピラー命令を得るためには、一応有利な著作権事件が存在することと、重要な文書が危険に曝されていることを立証しなければならないとの判決が下された。本件の被告は、著作権侵害者であり、明らかに信用できない者であった。それゆえに、Chan Jは、重要な文書が破壊リスクに曝されているという合理的な恐れがあると結論した。

トレード・シークレット

注記：マレーシアにおけるトレード・シークレットの保護は、コモン・ローの範疇に属し、制定法の範疇には属さない。機密保持のコモン・ローの下では、登録は不要である。

秘密漏洩は、3つの条件を満たす限り、マレーシアの裁判所に提訴可能である。

- 開示された情報は、本質的に機密性を有さなければならない。すなわち、その種の情報を通常取り扱う者が当該情報を容易に利用できてはならない。
- 当該情報は、秘密を守る雰囲気の下で開示されていなければならない。すなわち、当該情報は、守秘義務を生じる事由の下で知らされていなければならない。機密情報の受領者は、道理をわきまえた人がその受領者の立場に立ったときに、当該情報が内密に伝達されていることに気付くと思われる場合に限って、拘束される。
- 当該機密情報の無許可の開示もしくは使用が実際に行われ、または予測されなければならない。無許可の開示または使用が予測される場合において、裁判所は、当該開示または使用を阻止するために中間差止命令を付与するか、あるいは秘密漏洩による過去または将来の何らかの被害に対する損害賠償を裁定することができる。

事件名	趣旨／判決
Electro Cad Australia Pty Ltd & Ors 対 Mejati RCS SD Bhd & Ors [1998] 3 AMR 2555; [1998] 3 MLJ 422 事件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本件において、学識ある裁判官が、めまぐるしい技術革新と、Multimedia Super Corridor（マレーシア情報都市計画）の設定を理由に、裁判所が「財産」の意味をより広範囲に捉えるとともに、情報を財産権の範疇に含める必要があると示唆した。 2. 本件の裁判官は、従来機密とみなされてきた4種類の情報（すなわち、トレード・シークレット、文芸シークレット、個人シークレットおよび政府シークレット）を明確に示した。 3. <i>Coco 対 AN Clark (Engineers) Ltd</i> 事件を参照。「当該情報がいかに機密であろうとも、その情報が公然と口外され、またはそれを秘密扱いにする一切の義務を否定するその他の事由において伝達される限りにおいて、拘束力を有する守秘義務は存在し得ない。」と述べた。 4. Kamalnathan Ratnam J は、<i>Terrapin Ltd 対 Builders' Supply Co (Hayes) Ltd</i> 事件を援用した。 - Roxburgh J：「（省略）は、内密に情報を入手した者は、その内密の伝達を行った者にとって不利益な活動の足掛かりとして当該情報を使用してはならないということである。（省略）」
Regent Decorators(M) Sdn Bhd & Anor 対 Michael Chee & Ors [1984] 2 MLJ 78 事件	<p>本件において、George J は、<i>Saltman Engineering Co Ltd & Ors 対 Campbell Engineering Co Ltd</i> 事件を引用した。Greene MR は、「契約において守秘義務が明記されていなくても、法律は、当該契約の暗黙の1条件として、機密事項を秘密扱いにする義務を示唆するであろう。」と述べた。</p>
Mediahouse Sdn Bhd 対 Koh Kim Suan [1998] 3 AMR 2338;	<p>本件の裁判官は、英国の <i>Thomas Marshall (Exports) Ltd 対 Guinle</i> 事件の判例を援用した。本件は、以下のことを示した。守秘義務を課す明示的な条件が存在する場合でも、暗示条件を当該契約に取り入れ</p>

<p>[1998] MLJU 300 事件</p>	<p>て、当該明示的条件の補足とすることが可能である。したがって、被告による当該機密情報の使用を制限するために、中間差止命令が付与された。</p>
<p>Attorney General of Hong Kong 対 Zauyah Wan Chik & Ors and another appeal [1995] 2 AMR 1955; [1995] 2 MLJ 620 事件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本件の裁判官は、英国の <i>Prince Albert 対 Strange</i> 事件の判例を引用した。 - 裁判所は、衡平原則に依拠して、被告が責を負うべきと判断した。衡平原則：当事者間に契約関係が存在しない場合において、衡平法上の誠実義務により守秘義務が課せられ、その結果、機密情報の受領者が当該守秘義務に違反して機密情報を不正に使用することを阻止する。 ● 本件の上訴裁判所は、公益抗弁を援用した。
<p>Lee Ewe Poh 対 Dr Lim Teik Man & Anor [2010] 8 AMR 583; [2011] 1 MLJ 835 事件</p>	<p>判決は、マレーシアでは、プライバシーの侵害が提訴可能な不法行為に相当することを示唆するものであった。プライバシー権は、保護を要する権益が機密情報として適格である限り、秘密漏洩法に基づく保護の対象となる。本件において、裁判所は、「当該写真は、一婦人の謙虚さ、礼儀正しさおよび尊厳に関わるものであり、それゆえに秘密の不可欠な性質を有していた。」との判決を下した。</p>
<p>Coco 対 AN Clark (Engineers) Ltd.[1969] RPC 41 事件</p>	<p>原告が秘密漏洩に係る訴訟を提起するために満たす必要のある3要素を導入した。</p>
<p>Schmidt Scientific Sdn Bhd 対 Ong Han Suan [1997] 5 MLJ 632 事件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 誠実義務は、被雇用者が、自己の雇用者の承諾を事前に得ない限り、就業期間中はもとより、就業期間の終了後も、機密情報の開示を行わないことを要求する。 ● 秘密漏洩に係る訴訟においては、原告は、次の3つの要素を、裁判所が納得するように立証しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 原告が保護を求める情報が、機密性を有していること。 2) 当該情報が、守秘義務を暗示する事由において伝達されたこと。 3) 当該機密情報を伝達した当事者に損害を与える、当該情報の無許可の使用が生じていること <ul style="list-style-type: none"> ● 情報が固有の知的著作物であることは、それが機密情報として適格であるための必須の要件で

	<p>はないことを説示した。</p>
<p>Seven Seas Industries Sdn Bhd 対 Philips Electronic Suppliers (M) Sdn Bhd & Anor [2008] 3 AMR 393 ; [2008] 5 MLJ 157 事 件</p>	<p>当該情報が秘密の不可欠な性質を有していなければならないことを説示した。本件において、上訴裁判所は、組立てのシステムは本質的に機密性を有しないと判決した。</p>
<p>Worldwide Rota Dies Sdn Bhd 対 Ronald Ong Cheow Joon [2010] AMEJ 0162 ; [2010] 8 MLJ 297 事件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 公知となっているか、または本質的に重要性の低い情報は、機密情報に相当し得ないとの判決が下された。ただし、情報は、公知の資料のみから作成された場合であっても、作成者の知性の幾分か発揮により、それを構成する部分とは別の分離した情報が出現したならば、当該情報は機密性を有し得る。それゆえに、機密性の主たる決定要因は、公衆の大多数が当該情報を利用できないことである。 ● 「損害は、侵害違反訴訟においてほぼ必ず論点となるが、必然的にそうなるとは限らない。」と述べた。
<p>Dato' Vijay Kumar Natarajan 対 Choy Kok Mun [2010] 7 AMR 112; [2010] 7 MLJ 215 事 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 手書きの草案の執筆者である原告および当該事務弁護士の契約草案の修正者に関する情報は機密性を有さないとの判決が下された。情報の機密性の有無を判断するにあたって、裁判所は、客観的検証を採用するとともに、当該情報の作成者の主観的見解と、一般人の客観的見解をも考慮した。 ● 当該情報の機密性の有無と、それに伴う守秘義務の存在の有無を判断するために客観的検証が用いられたことを示した。

Alfa Laval (M) Sdn Bhd 対 Ng Ah Hai & Ors [2008] 5 AMR 598 ; [2008] 5 MLJ 344; [2009] 7 CLJ 1 事件	<p>「秘密漏洩訴訟の原告は、当該情報を十分詳細に説明する義務を負い、これを履行できなかった場合には、当該訴訟は、それが投機的または裁判所の訴訟手続きの濫用であるとして、敗訴することがある。」と説示した。</p>
Onestop Software Solutions (M) Sdn Bhd & Anor 対 Masteritec Sdn Bhd & Ors [2009] 3 AMR 547 ; [2009] 8 MLJ 528 事件	<p>コンピューター・プログラムのソース・コードは機密情報であると認められるとの判決が下された。機密情報法が有形の情報の表現に留まらず、当該情報の根幹を成すアイデア（当該アイデアが未だ作成者の胸の内にある場合をも含む）にも適用されることが理解できる。</p>
Mediahouse Sdn Bhd 対 Koh Kim Suan [1998] 3 AMR 2338; [1998] MLJU 300 事件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「雇用契約の著作権の存続期間中、忠実義務により、当該被雇用者は、当該契約の解除後に競争事業を立ち上げて利益を得ることを目的に、自己の地位を利用して当該会社の機密情報を入手してはならない。」と説示した。 2. Faiza Tamby Chik J は、<i>Printers & Finishers Ltd 対 Holloway & Ors</i> 事件の判例を援用した。 <ul style="list-style-type: none"> - トレード・シークレットとノウハウを区別するために使用された客観的検証を示した。 - 原則：普通の誠実さと知性を有する者であれば、論争の主題であった情報が前雇用者の財産であり、当該被雇用者の蘊蓄ではないことを認めるであろう。裁判所は、当該被雇用者が当該情報を使用することを阻止するであろう。
Svenson Hair Center Sdn Bhd 対 Irene Chin Zee Ling [2008] 3 AMR 408 事件	<ul style="list-style-type: none"> • 雇用契約の終了後も、忠実義務は存続するが、その範囲は縮小される。ただし、契約期間の終了後も存続する忠実義務は、両当事者間で合意された従前の契約上の規定のいずれから切り離される。本件において、雇用契約の終了後も存続する忠実義務は、トレード・シークレットのみに適用され、重要性の低い情報やノウハウには適用されないとの判決が下された。
Polygram Records Sdn Bhd 対 The Search & Anor [1994] 3 AMR 2060; [1994] 3 MLJ 127	<p>「トレード・シークレットを制約する契約の効力を判断するために英国の裁判所が適用する合理性の検証は、1950年契約法第28条の下では適用不可である。」との判決が下された。</p>

事件	
Regent Decorators (M) Sdn Bhd & Anor 対 Michael Chee & Ors [1984] 2 MLJ 78 事件	- スプリングボード理論についての検討が行われた。 - 「原告の顧客に関する情報は機密性を有し、これを被告の事業を開始するための足掛かりとして使用することはできない。」との判決が下された。
Seager 対 Copydex Ltd [1967] 1 WLR 923; [1967] RPC 349; [1967] 2 All ER 415 事件	機密情報の受領者が守秘義務に違反したときの当該機密情報受領者の精神状態を判断するために、客観的検証が用いられたことを説示した。 <i>Dato' Vijay Kumar Natarajan 対 Choy Kok Mun</i> 事件を参照。
Gartside 対 Outram (1856) 26 LJ Ch 113 事件	「この抗弁と、それを援用できる事由の範囲を定めるために何らの秘密も求められない。したがって、当該機密情報が当該雇用者による詐欺行為に関わる限り、被雇用者は、いかなる守秘義務によっても拘束されない。」と判決された。
Lion Laboratories Ltd 対 Evans [1985] QB 526 事件	「抗弁の範囲は、犯罪、詐欺および非道徳的行為に関わる判例を超えて拡大されるように解釈される。」と判決された。

参考文献

P.S Tay, “Intellectual Property Law in Malaysia” (「マレーシアにおける知的財産法」)

マレーシアにおける知的財産法の執行

(本項は、P.Kandiah 著『IP enforcement in Malaysia (マレーシアにおける知的財産権の行使)』からの抜粋である。)

マレーシアで IPR を行使する方法は複数ある。IPR 所有者は、1 または複数の方法を選択して各自の権利を行使する選択権を有する。利用可能な選択肢：

- i) 民事訴訟
- ii) 刑事訴訟

- iii) 行政訴訟

民事訴訟

IPR 所有者は、各自の IPR の侵害について、民事訴訟を起こすことができる。

民事訴訟を起こす目的：

- i) 侵害者による侵害行為の継続の阻止
- ii) 侵害者が所持、保管または管理しているすべての侵害品の引渡しまたは破棄
- iii) 侵害行為に係る説明と金銭賠償の要求
- iv) (iii)に代わる、IPR 所有者が被った損害の査定の要求
- v) 場合によって、侵害行為についての公の謝罪の要求

いずれの場合にも、**IPR** 所有者は、裁判所で訴訟を開始しなければならない。ただし、裁判所が民事訴訟開始の指示を当該 **IPR** 所有者に通知した後、当該所有者が訴訟の開始を拒否し、または所定の期間内に訴訟を開始しなかった場合において、**IPR** 実施権被許諾者は自己の名前で訴訟を開始することができる。

IPR 所有者の権利である何らかの活動に関わる者は誰でも、告訴され得る。被告人になり得る者として、例えば、製造業者、流通業者、小売業者、取引による提供物の使用者を挙げることができる。

一般的に、民事訴訟は、法定期限内に開始する必要がある。当該期限を過ぎると、新たな侵害行為が発生するたびに当該期限が設定されるが、その期限よりも前の侵害行為については、損害賠償を請求することができない。

期限

特許：5年

工業意匠：5年

商標：6年

著作権：6年

民事訴訟において、**IPR** 所有者は、通常、侵害者を相手として、中間差止命令またはアントン・ピラー命令を求める。中間差止命令を求める場合、**IPR** 所有者による侵害行為の察知後、不当な遅滞なく、訴訟を開始し、または当該差止命令を求める必要がある。

刑事訴訟

商標および著作権の侵害は、刑事犯罪でもある。ただし、特許および工業意匠の侵害は、刑事犯罪ではなく、民法上の不法行為にすぎない。したがって、侵害者を相手として、刑事訴訟は起こされない。

IPR 所有者、またはその代理人もしくは授権された代表者は、刑事訴訟を開始することができる。訴願人は、正式な訴状を **Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs**（国内取引／消費者行政省）の **Enforcement Division** に提出することができる。正式な訴状の提出にあたって、訴願人は、マレーシアにおける IPR 所有の全詳細を、侵害行為が生じている場所の詳細と併せて記載する必要がある。**Enforcement Division** が訴状を受け入れた場合、一応有利な事件が成立し、**Enforcement Division** は、特定された施設の手入れを実施し、侵害品を押収する。**Enforcement Division** が刑事犯罪の発生を認めた場合、当該犯罪者に対して、刑事訴訟が開始される。

当該刑事犯罪の訴追は、公訴官または副公訴官（DPP）によって行われる。被告人が有罪となった場合、罰金もしくは施設内処遇、またはその両方が科せられることが多い。

商標侵害に関しては、侵害している商標が登録商標と全く同じでない場合、IPR 所有者は、高等裁判所から取引表示命令（TDO）を得た上で、訴状を **Enforcement Division** に提出する必要がある。この命令は一方的命令であり、本質的に宣言的である。当該命令は5年間有効であり、さらに5年間更新することができる。侵害している標章が登録商標と全く同じでない場合には、TDO は不要である。

現在、TRIPS 上の義務に基づき、国境を中心とする措置を開始することができる。輸入侵害品は、輸入業者に引き渡される前に、マレーシアの入国地点において留置される。国境措置は、商標がマレーシアで既に登録されている商品のみに利用可能であり、商標が出願中の偽造品には利用できない。登録商標の所有者またはその代理人が、訴訟を開始することができる。

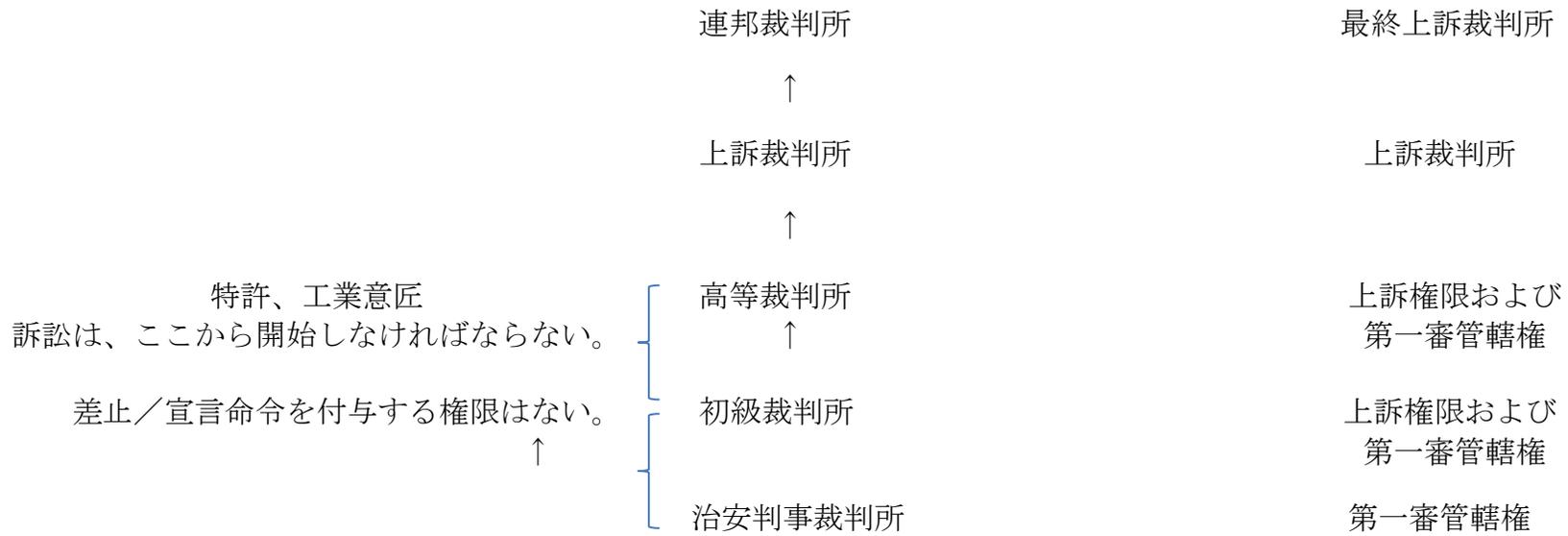
行政訴訟

特定の場合においては、司法措置の他、行政措置を取ることが可能である。例えば、商標所有者の承諾を得ずに看板に商標を記載した場合には、現地の自治体に通報することによってこれを止めさせることができる。自治体は、看板の許認可および承認について責任を有する。

IPR の行使における課題

1. 中国、ベトナム、インドネシア等の低コスト製造国の工業化の進展に伴って、マレーシア市場に投入される侵害品の増加が予測される。完成品や製品の部品がマレーシアに輸入されることはよくある。その製品の部品は、マレーシアで組み立てられ、その後市場で流通する。包装および表示もマレーシアで行われることがある。したがって、国境で侵害／偽造製品を追跡することは難しい。
2. 設備／機械のコストの低下に伴って、多くの業界（特に消費財）への参入の障壁も低くなった。そのような参入を目的とする、日本、香港、台湾、イタリアからの中古または再生機械／設備の輸入もよく行われる。その結果、偽造品が市場に出回りやすくなる。
3. さらに、飛行機で我が国を訪れる観光客の増加に伴い、そのような観光客によって持ち込まれる侵害品の数も増加している。そのような物品を追跡することは困難である。空港の税関は、偽造品を発見／見分けるための訓練を受けていない。また、税関の関心は、輸入品に係る関税を徴収することにある。

裁判所と管轄権の階層構造



経済産業省委託

マレーシア下位法令調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

GLOBAL IP Southeast Asia Pte Ltd

2015 年 6 月発行 禁無断転載

本冊子は、2014 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が実施した調査報告等に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。